

ビザスク

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2020年2月

株式会社ビザスク

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式892,500千円（見込額）の募集及び株式4,920,720千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式895,440千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年2月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ビザスク

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

Vision

世界中の知見をつなぐ

Connecting insights and aspirations across the globe.

Mission

組織、世代、地域を超えて、 知見を集めつなぐことで、 世界のイノベーションに貢献する

We enable and enhance global innovation
by creating a global platform that seamlessly
aggregates and shares knowledge beyond boundaries
of organizations, generations and regions.

1 当社の概況

ビザスクとは

近年、驚異的なスピードでテクノロジーが進化し、将来の予測が難しく変化の激しい事業環境となっている中、スピーディーな問題解決やイノベーション創出のため、大企業から中小企業、ベンチャー経営者など、多様な顧客層において、既に文字化されたインターネット上にある情報だけではなく、必ずしも文字化されていない、個々人の経験に基づく活きたビジネス知見へのニーズが高まっております。当社では、従来は暗黙知とされ、共有が難しかったひとりひとりの貴重なビジネス知見をデータベース化し、テクノロジーの力と高度なオペレーション・ノウハウを組み合わせることで、各業界・業務の実務経験を有し、現役世代からフリーランス・企業OB等多様なバックグラウンドを持つアドバイザー^(注)を顧客にマッチングする、ナレッジシェアのプラットフォーム(知見プラットフォーム)を提供しております。

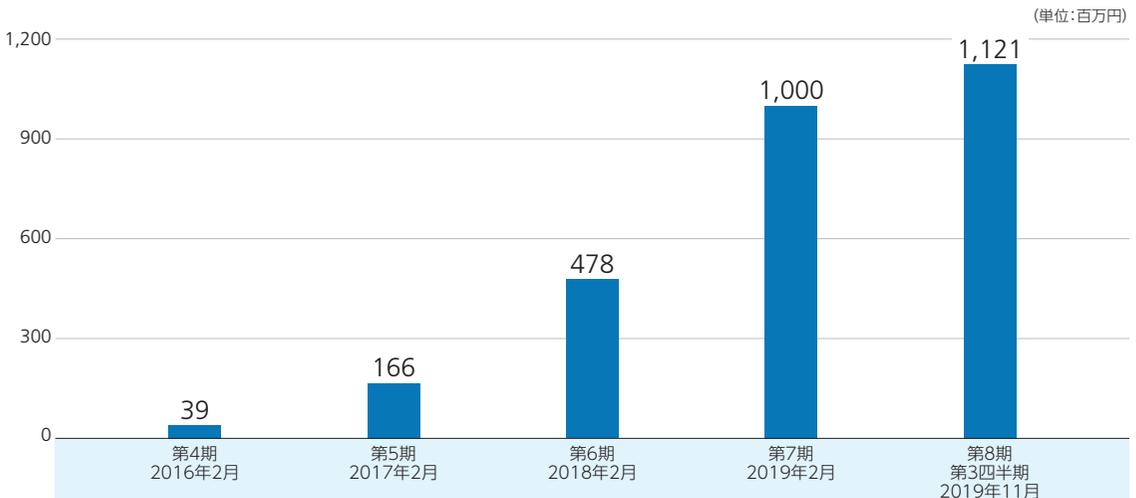
(注)「アドバイザー」は、当社サービスにおいてビジネス知見を提供する個人のことを指しております。

- ビジネス領域に特化した日本有数のナレッジシェア・プラットフォーム
- 「スポットコンサル=1時間インタビュー」という短時間取引を、テクノロジー×高度なオペレーションでマッチング



(注)アドバイザーは、当社webサイトにて登録をした人数の合計であり、依頼者としてもサービスを活用することが可能となっております。

取扱高の推移^(注)



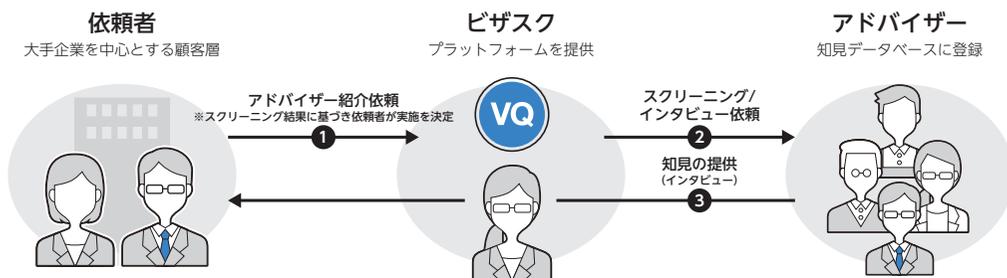
(注)「取扱高」とは、当社の知見プラットフォーム事業において当社が顧客から得た対価(知見提供取引毎に顧客と合意した値引控除前の数値であり、アドバイザーへの謝礼を含みます)の合計をいいます。

2 事業の内容

当社のサービスと提供価値

当社のメインサービスである、フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」(2019年2月期の全社取扱高1,000百万円の81%を占めております)では、専任の担当者が顧客からの依頼事項(対象業界・アドバイザーの属性・想定される質問・期限等)を確認、当社サービスの登録者や外部ネットワークを含めた適任者をリサーチし、顧客の要望にマッチするかを必要に応じてアドバイザーにも直接確認したうえで、顧客に対してアドバイザーを提案し、インタビュー実施のアレンジまで全面的にサポートします。

プラットフォームとして、依頼者とアドバイザーをマッチング



(提供価値)

顧客は、ビジネス領域の知見を求める情報収集の際に当社サービスを活用することで、求めている情報にスピーディかつ効率的にアクセスし、当社サービスを活用しない場合と比べ、より多くの経験者の知見に基づく情報を得た上で判断をすることが可能となります。一方、マッチングされたアドバイザーは、スポットコンサルやオンライン・アンケート等の様々な形態を通じて知見を提供し、顧客の問題解決やイノベーションの創出に貢献すると共に、アドバイザー自身が持つ知見を再確認し、人生百年時代と言われる現在におけるキャリア・プランの一助として当社サービスを活用することができ、従って、当社サービスは顧客とアドバイザー双方にとって意義のある情報サービスとなっていると考えております。

当社のメインサービスである「ビザスクinterview」は、約500の業種を網羅しており、人脈や取引関係を越えるカバー領域があること、ピンポイントのキーワードで知見を特定できることを特徴としており、また、最短で当日にマッチングすることが可能です。

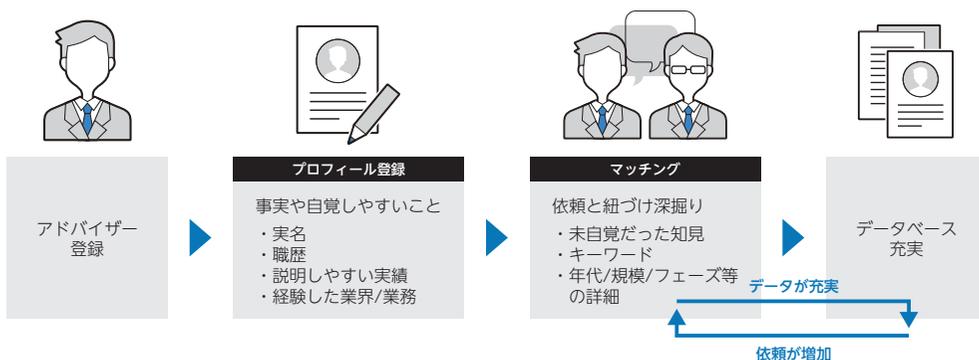
具体的には、以下のようなシーンでの利用が多くみられます。

- コンサルティング会社が業界全体に対する理解を深め、市場動向を確認するための調査
- 投資ファンド・機関投資家などの金融機関が投資を検討する際の業界調査やデュー・デリジェンス
- 事業法人が商品開発の過程で新技術などについて理解を深めるための情報収集

プラットフォームの価値が向上するメカニズム

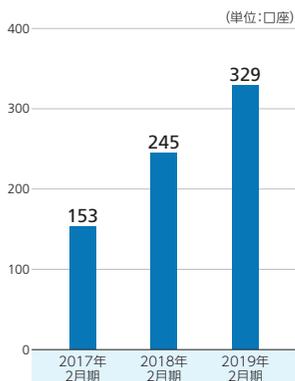
当社の保有するデータベースは、各アドバイザーの職歴に加え、個々人が有するビジネス知見の情報を保持するという特徴を有しております。加えて、当社が知見提供取引をマッチングする際の様々なやり取りがデータベースに保持されることから、当社事業の成長に合わせて、データベースの情報量と質が拡大・充実し、それが更なる依頼増につながっていくという好循環型のビジネスモデルとなっております。

■ アドバイザー数の増加×依頼数の増加=データの量&質の向上 ▶ プラットフォームの価値の向上

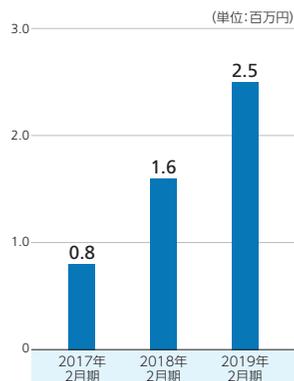


ビザスクの顧客基盤と高い顧客エンゲージメント

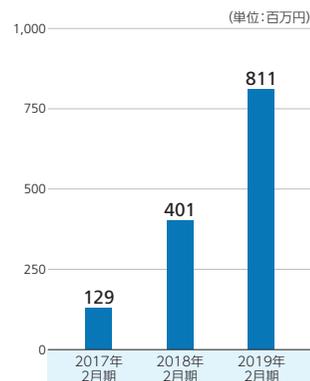
① 法人クライアント口座数^{(注)1,2}



② 1口座あたりスポットコンサル取扱高^{(注)3}



③ スポットコンサル取扱高^{(注)4}



(注) 1. 「法人クライアント」とは、法人契約を締結し、フルサポート形式「ビザスク」を活用する法人顧客をいい、「ビザスクlite」のみを活用する法人顧客は含まれません。

2. 「法人クライアント口座数」とは、法人クライアントの中で、法人契約に基づき各集計時点から起算した過去1年間において「ビザスク interview」を活用した法人クライアントの合計であります。同一法人において複数の部署が別途契約を締結した場合には、複数カウントとなっております。

3. 「1口座あたりスポットコンサル取扱高」は、「スポットコンサル取扱高」を「法人クライアント口座数」で除したものであります。

4. 「スポットコンサル取扱高」は、各期末時点を起算日として過去12か月間を対象に集計した「ビザスク interview」によるものであります。

当社では日本を中心として法人の顧客基盤を拡大し続け、2019年2月期には、コンサルティングファームや金融機関、大手事業法人などを中心とした法人クライアント口座数は329口座となっております。

一方、データベースの拡充やマッチング効率の改善などによるプラットフォームの価値向上に伴い顧客エンゲージメントが高まった結果、1口座あたりスポットコンサル取扱高(取扱高のうち「ビザスク interview」によるもの)は2019年2月期には2.5百万円まで増加しております。このように、顧客基盤の拡大と顧客エンゲージメントの高まりにより、取扱高の高い成長を実現しております。

成長戦略

1 国内市場の顧客拡大

プロフェッショナルファームへの浸透

当社は設立当初より、情報収集ニーズの特に高い大手のコンサルティングファームや金融機関等の、所謂プロフェッショナルファームの顧客を中心に事業を展開して参りました。

このようなプロフェッショナルファームでは、新規開拓後、当社サービスの導入部署内での利用が広がり、更にそこから他部署に展開することで利用人数が徐々に拡大していくことが一般的ですが、それに加え、当社にてプラットフォームの価値向上を進め、利用者一人当たり利用額の増加を図ることで、事業の拡大を進めて参ります。

今後は、コンサルティングファームに対しては、特に顧客内の横展開を進め利用者の拡大を図り、金融機関に対しては、主に大手顧客の新規開拓を中心に営業活動を進めて参ります。

事業法人へのリーチ拡大

法人クライアント口座数のうち、約半数は国内一部上場企業を中心とする事業法人の顧客であります。研究開発費の多い上位300社のうち、「ビザスクinterview」を一部署でも利用している割合は約3割ですが、これらの取引先における2019年2月期の年間取引額は100万円未満が大宗を占めており、同法人内における他部署への展開を含めた利用率、取引金額ともに拡大余地が大きいものと考えております。

今後は、従来は限定的であったマーケティング活動にも積極的にリソースを投下し、潜在顧客層との接点を増加させ、成長を加速して参ります。

2 データベースを活用した新たな商材開発

データベースを活用した新たな商材の開発と拡大

当社では様々な知見を有する登録者のデータベースを活用した他のサービスとして、代表的には以下のサービスを提供しております。

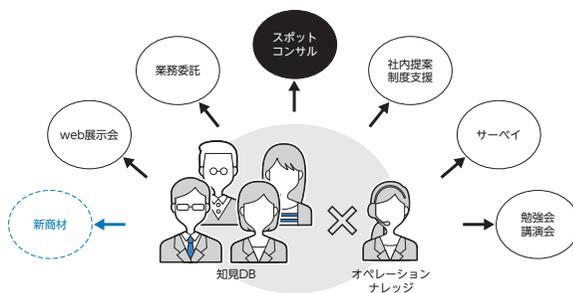
- インタビュー形式ではなくオンライン・アンケート形式で、多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートするサービス「ビザスクexpert survey」
- 1時間単位のインタビューではなく、より長期的にアドバイザーが知見を提供する、業務委託形式のマッチング・サービス「ビザスク業務委託」
- 顧客企業の新規事業社内提案制度において、当社のデータベースに登録するアドバイザーへのスポットコンサルやサーベイ「ビザスクexpert survey」をプロジェクトに組みこむことで、プロジェクト型で総合支援を行うサービス「ビザスクproject」
- 当社のwebプラットフォーム上で、個人や主に中小規模の法人顧客がアドバイザー選定等のマッチングを自ら行い、スポットコンサルを実施するサービス「ビザスクlite」

当社では今後も幅広い業界・職域をカバーした知見データベースを活用し、新たなサービスを開発、拡大することで、全社の事業成長を実現して参ります。

データベースとオペレーションナレッジを

活用して様々な新商材を開発

- アドバイザー活躍機会の拡大、データベースのさらなる拡充へ



3 海外市場の取り込み

グローバル展開

国内法人クライアントからの海外の知見ニーズは益々高まっており、これに対応するため、海外拠点の設立等により海外アドバイザーの獲得力を更に強化して参ります。その皮切りとして、当社では2019年12月にシンガポール駐在員事務所を設立し、当該拠点の責任者として、東南アジアにおいて当社と同種の事業の経営に参画した経歴を持つ人材を採用致しました。

更に、東南アジアを中心に海外法人クライアントへのマーケティングを拡大し、国内の知見のマッチングサービスを提供することで事業拡大を進めて参ります。そして、国内の知見のマッチング、国内と海外の知見のマッチングのみならず、海外法人クライアントのニーズを海外アドバイザーにマッチングし、「世界中の知見をつなぐ」ビジョンを実現して参ります。

3 業績等の推移

▶ 提出会社の経営指標等

(単位:千円)

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第3四半期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2019年11月
営業収益	4,363	22,369	100,205	264,047	614,204	697,872
経常利益又は経常損失(△)	△41,399	△87,792	△121,221	△58,049	24,075	57,580
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△41,600	△88,871	△122,386	△58,579	27,488	54,995
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	38,800	168,676	168,676	168,676	18,682	18,682
発行済株式総数						
普通株式	1,900	1,900	95,000	95,000	95,000	7,685,000
A種優先株式	420	420	21,000	21,000	21,000	-
A-2種優先株式	-	754	37,700	37,700	37,700	-
純資産額	28,766	199,648	77,261	18,682	46,170	101,795
総資産額	32,579	226,104	164,922	369,317	480,628	596,670
1株当たり純資産額	(円) △13,596.43	△60,371.04	△2,495.70	△62.25	△56.46	-
1株当たり配当額	(円) -	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円) △17,931.04	△31,998.83	△796.27	△7.62	3.58	7.16
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円) -	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%) 88.3	88.3	46.8	5.1	9.6	17.0
自己資本利益率	(%) -	-	-	-	84.8	-
株価収益率	(倍) -	-	-	-	-	-
配当性向	(%) -	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△39,543	46,678	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△6,358	△47,257	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	194,444	△16,668	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	257,874	240,764	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 6 (-)	11 (-)	21 (-)	38 (-)	59 (-)	- (-)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんが、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので、記載しておりません。
5. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
6. 第3期、第4期、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第7期及び第8期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
7. 第3期、第4期、第5期及び第6期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
8. 第3期、第4期及び第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
10. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき、第8期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、第3期、第4期及び第5期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。なお、第6期及び第7期の財務諸表並びに第8期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査並びに四半期レビューを受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の各数値については、当該監査を受けておりません。
11. 当社は配当を行っていないため、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。
12. 第8期第3四半期における営業収益、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第8期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第8期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
13. 2019年8月28日付でA種優先株主及びA-2種優先株主の株式取得請求権を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA-2種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びA-2種優先株主にA種優先株式及びA-2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びA-2種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2019年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 当社は、2016年8月24日付で株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
15. 当社は、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。
16. 当社の2019年12月31日における発行済株式総数(普通株式)は、7,685,000株であります。
17. 当社は、2016年8月24日付で株式1株につき50株の株式分割を行っております。また、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第3四半期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2019年11月
1株当たり純資産額	(円) △5.44	△24.15	△49.91	△62.25	△56.46	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円) △7.17	△12.80	△15.93	△7.62	3.58	7.16
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円) -	-	-	-	-	-
1株当たり配当額	(円) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち1株当たり中間配当額)	(円) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	14
第1 企業の概況	14
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 沿革	16
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	21
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	22
2. 事業等のリスク	26
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
4. 経営上の重要な契約等	34
5. 研究開発活動	34
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	57
3. 配当政策	57
4. 株価の推移	57
5. 役員の状況	58
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	61

第5	経理の状況	68
1.	財務諸表等	69
(1)	財務諸表	69
(2)	主な資産及び負債の内容	97
(3)	その他	98
第6	提出会社の株式事務の概要	99
第7	提出会社の参考情報	100
1.	提出会社の親会社等の情報	100
2.	その他の参考情報	100
第四部	株式公開情報	101
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	101
第2	第三者割当等の概況	104
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	104
2.	取得者の概況	108
3.	取得者の株式等の移動状況	110
第3	株主の状況	111
	[監査報告書]	114

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月3日
【会社名】	株式会社ビザスク
【英訳名】	VisasQ Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 端羽 英子
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	03-6407-8405
【事務連絡者氏名】	取締役CFOコーポレートグループ長 安岡 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	03-6407-8405
【事務連絡者氏名】	取締役CFOコーポレートグループ長 安岡 徹
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 892,500,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 4,920,720,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 895,440,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	500,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2020年2月3日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2020年2月19日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2020年2月3日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式213,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資、グリーンシュエーオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2020年2月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年2月19日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	500,000	892,500,000	485,625,000
計（総発行株式）	500,000	892,500,000	485,625,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年2月3日開催の取締役会決議に基づき、2020年2月28日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,100円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,050,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自2020年3月2日(月) 至2020年3月5日(木)	未定 (注) 4.	2020年3月9日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年2月19日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年2月28日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年2月19日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年2月28日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年2月3日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年2月28日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年3月10日(火) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2020年2月20日から2020年2月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	500,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年3月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	500,000	—

(注) 1. 引受株式数については2020年2月19日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年2月28日)に元引受契約を締結する予定であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
971,250,000	14,800,000	956,450,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,100円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額956,450千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限414,141千円と合わせた、手取概算額合計上限1,370,591千円については、借入金返済及び運転資金(広告宣伝費、採用費及び人件費)に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

- ① 財務体質の強化を目的とした金融機関からの借入金の返済資金として201,108千円(2021年2月期:11,108千円、2022年2月期:190,000千円)を充当する予定です。
- ② 当社及び当社サービスの知名度向上、並びにアドバイザーや依頼者の獲得に要する広告宣伝費の一部として105,000千円(2021年2月期:35,000千円、2022年2月期:35,000千円、2023年2月期:35,000千円)を充当する予定です。
- ③ 採用費及び人件費の一部として1,064,483千円(2021年2月期:265,000千円、2022年2月期:415,000千円、2023年2月期:384,483千円)を充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年2月28日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	2,343,200	4,920,720,000	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025 A-Fund II, L.P. 666,200株 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 DACベンチャーユナイテッド・ファンド1号投資事業有限責任組合 641,200株 東京都渋谷区宇田川町40番1号 CA Startups Internet Fund1号投資事業有限責任組合 375,000株 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 DBJキャピタル投資事業有限責任組合 217,500株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援投資事業有限責任組合 217,500株 東京都渋谷区 端羽 英子 60,000株 東京都杉並区 花村 創史 60,000株 2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025 A-Fund II Affiliates Fund, L.P. 42,200株 東京都渋谷区宇田川町40番1号 CA Startups Internet Fund2号投資事業有限責任組合 41,000株 東京都世田谷区 安岡 徹 15,000株 東京都練馬区 瓜生 英敏 7,600株
計(総売出株式)	—	2,343,200	4,920,720,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式2,343,200株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。上記売出数は、日本国内において販売（以下「国内販売」という。）される株数（以下「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2020年2月28日）に決定されます。海外販売株数は本募集及び引受人の買取

引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

3. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,100円）で算出した見込額であります。
なお、当該総額は国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2020年 3月2日(月) 至 2020年 3月5日(木)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年2月28日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	426,400	895,440,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 426,400株
計(総売出株式)	—	426,400	895,440,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年2月3日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式213,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資、グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,100円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2020年 3月2日(月) 至 2020年 3月5日(木)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1)株式の種類

当社普通株式

(2)海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2020年2月28日）に決定されますが、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式数の合計株数の半数未満とします。

(3)海外販売の売出価格

未定

(注) 1. 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件 (引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(4)海外販売の引受価額

未定

(注) 海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

(5)海外販売の売出価額の総額

未定

(6)株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

なお、単元株式数は100株であります。

(7)売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出数を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出数の一部を当該引受人の関係会社等を通じて、海外販売いたします。

(8)引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件 (引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9)売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式 (引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

(10)売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(11) 海外販売の受渡年月日

2020年3月10日（火）

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. 第三者割当増資、グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である端羽英子（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年2月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式213,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 213,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定 （注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	2020年4月8日（水）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2020年2月19日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2020年2月28日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、主幹事会社が借入れる株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、主幹事会社は213,200株を上限として貸株人より追加的に当該株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を2020年4月3日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

主幹事会社は、2020年3月10日から2020年4月3日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社が、上記シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、貸株人から借入れている株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社は、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引によって取得し、貸株人から借入れている株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、主幹事会社はグリーンシュエアオプションを行使することにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分について本件第三者割当増資に係る割当に応じることにより当社普通株式を取得する予定であります。そのため、本件第三者割当増資における最終的な発行数その限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である端羽英子、売出人である瓜生英敏、安岡徹、並びに当社株主である青柳直樹は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2020年6月7日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるA-Fund II, L.P.、DACベンチャーユナイテッド・ファンド1号投資事業有限責任組合、A-Fund II Affiliates Fund, L.P.及びCA Startups Internet Fund2号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2020年6月7日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2020年9月5日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及び、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年2月3日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月
営業収益	(千円)	4,363	22,369	100,205	264,047	614,204
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△41,399	△87,792	△121,221	△58,049	24,075
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△41,600	△88,871	△122,386	△58,579	27,488
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	38,800	168,676	168,676	168,676	18,682
発行済株式総数						
普通株式	(株)	1,900	1,900	95,000	95,000	95,000
A種優先株式		420	420	21,000	21,000	21,000
A-2種優先株式		—	754	37,700	37,700	37,700
純資産額	(千円)	28,766	199,648	77,261	18,682	46,170
総資産額	(千円)	32,579	226,104	164,922	369,317	480,628
1株当たり純資産額	(円)	△13,596.43	△60,371.04	△2,495.70	△62.25	△56.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△17,931.04	△31,998.83	△796.27	△7.62	3.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	88.3	88.3	46.8	5.1	9.6
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	84.8
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△39,543	46,678
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△6,358	△47,257
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	194,444	△16,668
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	257,874	240,764
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	6 (—)	11 (—)	21 (—)	38 (—)	59 (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので、記載しておりません。

5. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

6. 第3期、第4期、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
7. 第3期、第4期、第5期及び第6期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
8. 第3期、第4期及び第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
10. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、第3期、第4期及び第5期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。
 なお、第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の各数値については、当該監査を受けておりません。
11. 当社は配当を行っていないため、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。
12. 2019年8月28日付でA種優先株主及びA-2種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びA-2種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びA-2種優先株主にA種優先株式及びA-2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びA-2種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2019年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 当社は、2016年8月24日付で株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
14. 当社は、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）を算定しております。
15. 当社の2019年12月31日における発行済株式総数（普通株式）は、7,685,000株であります。
16. 当社は、2016年8月24日付で株式1株につき50株の株式分割を行っております。また、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月
1株当たり純資産額 (円)	△5.44	△24.15	△49.91	△62.25	△56.46
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△7.17	△12.80	△15.93	△7.62	3.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2012年3月	東京都千代田区に株式会社walkntalk設立
2012年12月	当社サービス「ビザスク」（セルフマッチング形式の現「ビザスクlite」）のβ版運用開始
2013年7月	経済産業省「多様な「人活」支援サービス創出事業」を受託
2013年10月	当社サービス「ビザスク」（フルサポート形式の現「ビザスクinterview」及びセルフマッチング形式の現「ビザスクlite」）を正式リリース
2014年11月	株式会社walkntalkから株式会社ビザスクへ商号変更
2015年9月	当社本店を東京都千代田区から東京都新宿区へ移転
2016年9月	プライバシーマーク認証取得
2016年10月	社外の知見を活用した新規事業創出支援を目的としてオープンイノベーション推進室設置を設置
2016年12月	「社内事業提案制度」の初支援案件として、帝人「One Teijin Award」の包括的支援プロジェクトを初受託
2017年2月	当社本店を東京都新宿区から東京都目黒区へ移転
2017年3月	東京都目黒区に本社を移転
2017年4月	海外対応専任チーム「VQ Global」（現 グローバル事業開発グループ）を発足
2018年1月	オンライン・アンケート調査「エキスパートサーベイ」（現「ビザスクexpert survey」）を提供開始
2018年2月	第4回「日本ベンチャー大賞」女性起業家賞（経済産業大臣賞）を受賞
2018年6月	経済産業省により「J-Startup」企業に選定
2018年12月	フルサポート形式「ビザスク」において社外メンターを活用して女性管理職育成を支援する女性管理職育成プランを提供開始
2019年6月	「ビザスクweb展示会」をリリース
2019年8月	当社サービス「ビザスク」のサービス名称を下記の通り変更 フルサポート形式：「ビザスク」（英語名称は「VQ」） セルフマッチング形式：「ビザスクlite」
2019年12月	シンガポールに駐在員事務所を設立
2020年1月	セルフマッチング形式「ビザスクlite」においてセルフマッチング形式のスポットコンサルを利用する企業向けにチームプランを提供開始

3【事業の内容】

(1) ビジョン・ミッション

当社は「世界中の知見をつなぐ」をビジョンに掲げ、「組織、世代、地域を超えて、知見を集めつなぐことで、世界のイノベーションに貢献する」ことをミッションとして事業を展開しております。

近年、驚異的なスピードでテクノロジーが進化し、将来の予測が難しく変化の激しい事業環境となっている中、スピーディーな問題解決やイノベーション創出のため、大企業から中小企業、ベンチャー経営者など、多様な顧客層において、既に文字化されたインターネット上にある情報だけではなく、必ずしも文字化されていない、個々人の経験に基づく活きたビジネス知見へのニーズが高まっております。当社では、従来は暗黙知とされ、共有が難しかったひとりひとりの貴重なビジネス知見をデータベース化し、テクノロジーの力と高度なオペレーション・ノウハウを組み合わせることで、各業界・業務の実務経験を有し、現役世代からフリーランス・企業OB等多様なバックグラウンドを持つアドバイザー（注）を顧客にマッチングする、ナレッジシェアのプラットフォーム（知見プラットフォーム）を提供しております。

当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

（注）「アドバイザー」は、当社サービスにおいてビジネス知見を提供する個人のことを指しております。

(2) サービス概要

スタートアップから大企業まで、その規模にかかわらず企業活動においては、新規事業や業務改革、投資等のための業界動向調査、ユーザーインタビュー、ベスト・プラクティス調査等の情報収集ニーズが常時発生しております。その際に従来は、書籍や調査会社の発行するレポートを購入する、自社内の知見者にヒアリングする、或いは知人経由で知見者にアプローチする等の手法が一般的でした。特に知見者へのヒアリングは情報収集において効果的であることは認識されつつも、自社の保有するネットワークには限界があるため、必要とされるスピードで適切な知見者にアプローチすることは容易ではないという課題が存在しておりました。

当社では顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するアドバイザーと顧客をマッチングし、1時間単位の電話や対面でのインタビュー（当社では「スポットコンサル」と呼んでおります）を設営するサービス（後述の「ビザスクinterview」及び「ビザスクlite」であります）を提供しております。スポットコンサルは様々なシーンで活用されておりますが、具体例としては以下の通りです。

- ・コンサルティング会社が業界全体に対する理解を深め、市場動向を確認するための調査
- ・投資ファンド・機関投資家などの金融機関が投資を検討する際の業界調査やデュー・デリジェンス
- ・事業法人が商品開発の過程で新技術などについて理解を深めるための情報収集

当社のメインサービスである、フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」

（2019年2月期の全社取扱高1,000百万円の81%を占めております（「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております））では、専任の担当者が顧客からの依頼事項（対象業界・アドバイザーの属性・想定される質問・期限等）を確認、当社サービスの登録者や外部ネットワークを含めた適任者をリサーチし、顧客の要望にマッチするかを必要に応じてアドバイザーにも直接確認したうえで、顧客に対してアドバイザーを提案し、インタビュー実施のアレンジまで全面的にサポートします。当社では、2019年12月末現在で累計4.4万件を超える知見のマッチング実績があり、これらの実績により蓄積されたデータやノウハウを活用することで、精度が高く、より顧客満足度の高いサービスの提供に努めております。

また、当社ではフルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」の他にも、様々な知見を有する登録者のデータベースを活用するべく、オンライン・アンケート形式で多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートする「ビザスクexpert survey」や、1時間単位ではなく柔軟な時間設定でアドバイザーが支援する「ビザスク業務委託」、当社のwebプラットフォーム上で利用者がアドバイザー選定等のマッチングを自ら行い、スポットコンサルを実施するセルフマッチング形式の「ビザスクlite」等、様々な形態で知見が共有・提供されるサービスを展開しております。

当社の「知見プラットフォーム事業」で提供している各サービスの概要は以下の通りであります。

フルサポート形式「ビザスク」(注)	
・ビザスクinterview	顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するアドバイザーと顧客をマッチングし、1時間単位の電話や対面でのインタビューを設営するサービス
・ビザスクexpert survey	インタビュー形式ではなくオンライン・アンケート形式で、多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートするサービス
・ビザスク業務委託	1時間単位のインタビューではなく、より長期的にアドバイザーが知見を提供する、業務委託形式のマッチング・サービス
・ビザスクproject	顧客企業の新規事業社内提案制度において、当社のデータベースに登録するアドバイザーへのスポットコンサルやサーベイ「ビザスクexpert survey」をプロジェクトに組みこむことで、プロジェクト型で総合支援を行うサービス
・ビザスクweb展示会	自社の製品や保有技術の新たな展開可能性を探るためのニーズ探索サービス
セルフマッチング形式「ビザスクlite」(注)	
・ビザスクlite	当社のwebプラットフォーム上で、個人や主に中小規模の法人顧客がアドバイザー選定等のマッチングを自ら行い、スポットコンサルを実施するサービス

(注) 「フルサポート形式「ビザスク」」とは、当社がクライアントの依頼に基づきアドバイザーをマッチングするサービス形式であります。また、「セルフマッチング形式「ビザスクlite」」とは、知見を提供する側と知見を求める側が当社webプラットフォーム上で自らマッチングを行うサービス形式であります。

顧客は、ビジネス領域の知見を求める情報収集の際に当社サービスを活用することで、求めている情報にスピーディかつ効率的にアクセスし、当社サービスを活用しない場合と比べ、より多くの経験者の知見に基づく情報を得た上で判断をすることが可能となります。一方、マッチングされたアドバイザーは、スポットコンサルやオンライン・アンケート等の様々な形態を通じて知見を提供し、顧客の問題解決やイノベーションの創出に貢献すると共に、アドバイザー自身が持つ知見を再確認し、人生百年時代と言われる現在におけるキャリア・プランの一助として当社サービスを活用することができ、従って、当社サービスは顧客とアドバイザー双方にとって意義のある情報サービスとなっていると考えております。

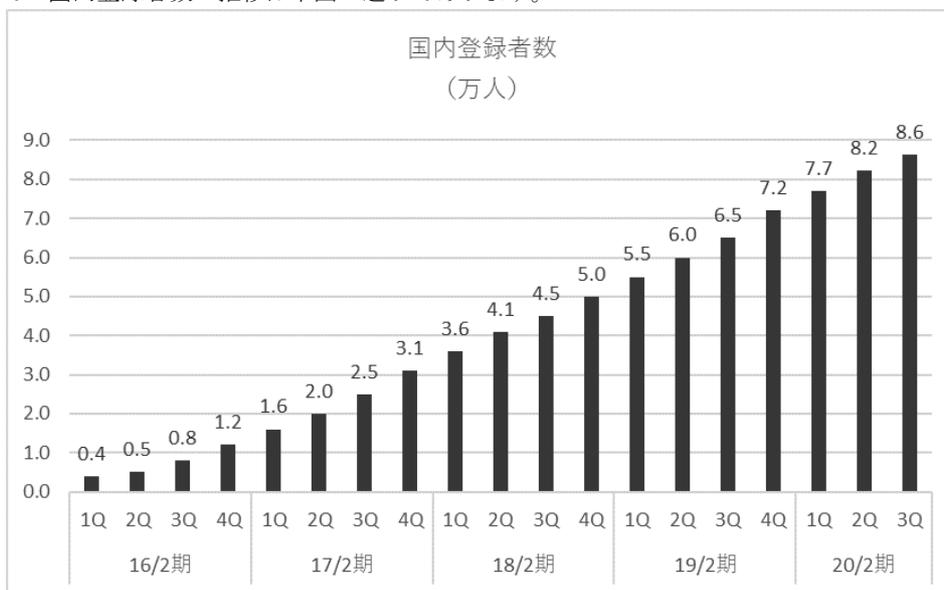
当社がスポットコンサルの設営を中心とした知見プラットフォーム事業のサービス提供を開始して以来、当社サービスへの登録者数は順調に増加しており、2020年1月末現在、国内登録者数(注1)は約9万人、更に海外登録者数(注2)約1.1万人(世界109か国)を加えると登録者数は10万人超となっております。

登録者の属性は、約500の業種を網羅しており、製造業をはじめ、小売・飲食・生活、医療・ヘルスケア、業務支援、金融、教育、メディア、建設・不動産、エネルギー・インフラ、農林水産など、職域別では、営業・マーケティング、経営・管理部門、IT・システム、新規事業・R&D、海外ビジネス、専門職、生産・調達などと多岐にわたっており、幅広い業界・職域をカバーしております。

当社ではこれらの各業界や各業務において実務経験を有しているアドバイザーの幅広い領域のビジネス知見や経歴を取りまとめると共に、アドバイザーがマッチングする際の顧客や当社との様々なやり取りを蓄積することで、更新頻度が高く情報が深化するデータベースを構築しております。そして、このデータベースを活用することで、人脈や取引関係を超えて、ピンポイントのキーワードで知見を特定し、最短で当日にマッチングすることが可能となっております。

- (注) 1. 「国内登録者数」は、当社日本語webサイトにて登録をした人数の合計であります。国内登録者は、知見を提供する個人（アドバイザー）と、これを求める個人（「ビザスクlite」における依頼者。また、「ビザスクlite」を活用するための契約を締結した法人に所属し、当該契約に基づき登録された個人を含む。）に分かれております。いずれの登録者もアドバイザーとしてフルサポート形式「ビザスク」及びセルフマッチング形式「ビザスクlite」で活動することができ、また、依頼者として「ビザスクlite」を利用することができます。
2. 「海外登録者数」は、主に海外在住のアドバイザーとして当社英語webサイトにて登録をした人数の合計で、フルサポート形式「ビザスク」におけるアドバイザーとしての立場でのみサービスを活用することが可能となっております。

これまでの国内登録者数の推移は下図の通りであります。

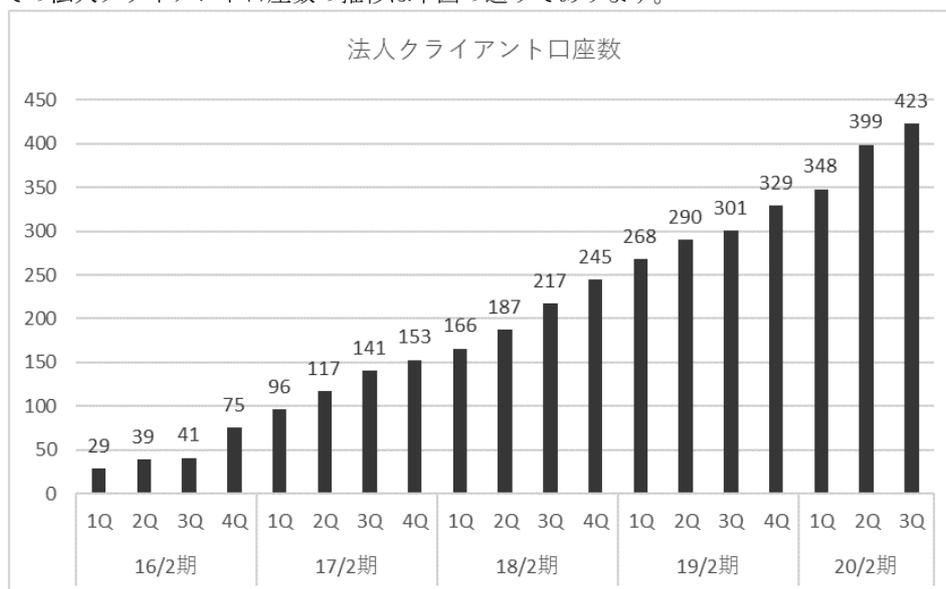


(注) 国内登録者数は、各月末の登録者数（退会者を除く）を記載しております。

登録者の増加に伴い、当社データベースに保持される知見のデータも増加し、顧客からのピンポイントなニーズにもより応えやすくなりますが、一方で、少しでも多くの登録者がアドバイザーとして活動するために、顧客基盤を拡大し、多くのニーズを取り込んでいくことが必要となります。当社では、登録者数の拡大とともに、日本を中心として法人の顧客基盤を拡大し続け、2020年2月期の第3四半期末時点には、コンサルティングファームや金融機関、大手事業法人などを中心とした法人クライアント口座数（注1及び注2）は423口座となっております。

- (注) 1. 「法人クライアント」とは、法人契約を締結し、フルサポート形式「ビザスク」を活用する法人顧客をいい、「ビザスクlite」のみを活用する法人顧客は含まれません。
2. 「法人クライアント口座数」とは、法人クライアントの中で、法人契約に基づき各集計時点から起算した過去1年間において「ビザスクinterview」を活用した法人クライアントの合計であります。同一法人において複数の部署が別途契約を締結した場合には、複数カウントとなっております。

これまでの法人クライアント口座数の推移は下図の通りであります。



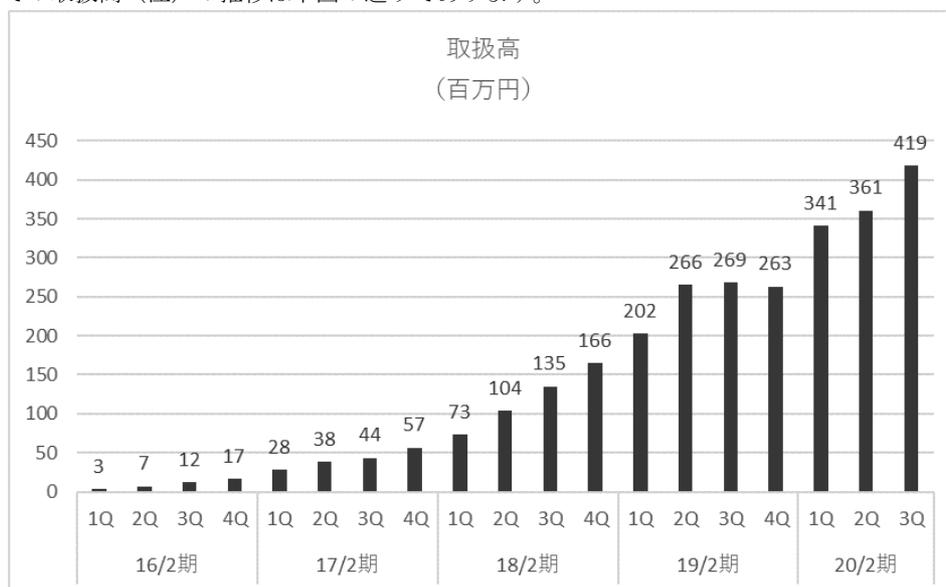
このような、登録者及び法人クライアント基盤双方の順調な拡大に加え、継続的な自社開発システムの改善およびオペレーションの効率化、並びにデータベースの情報深化によりマッチングの効率改善が進んだ結果、取扱高は2016年2月期から2019年2月期にかけて年平均成長率195.8%（※1）で増加しており、国内登録者数や法人クライアント口座数の増加（国内登録者数は2016年2月末から2019年2月末までの3期間において年平均成長率81.7%で増加（※2）、法人クライアント口座数は2016年2月末から2019年2月末までの3期間において年平均成長率63.7%で増加（※3））を上回るペースで成長しております。

（※1）2016年2月期の取扱高38百万円及び2019年2月期の取扱高1,000百万円を基に年平均成長率を計算しております。

（※2）2016年2月末の国内登録者数1.2万人及び2019年2月末の国内登録者数7.2万人を基に年平均成長率を計算しております。

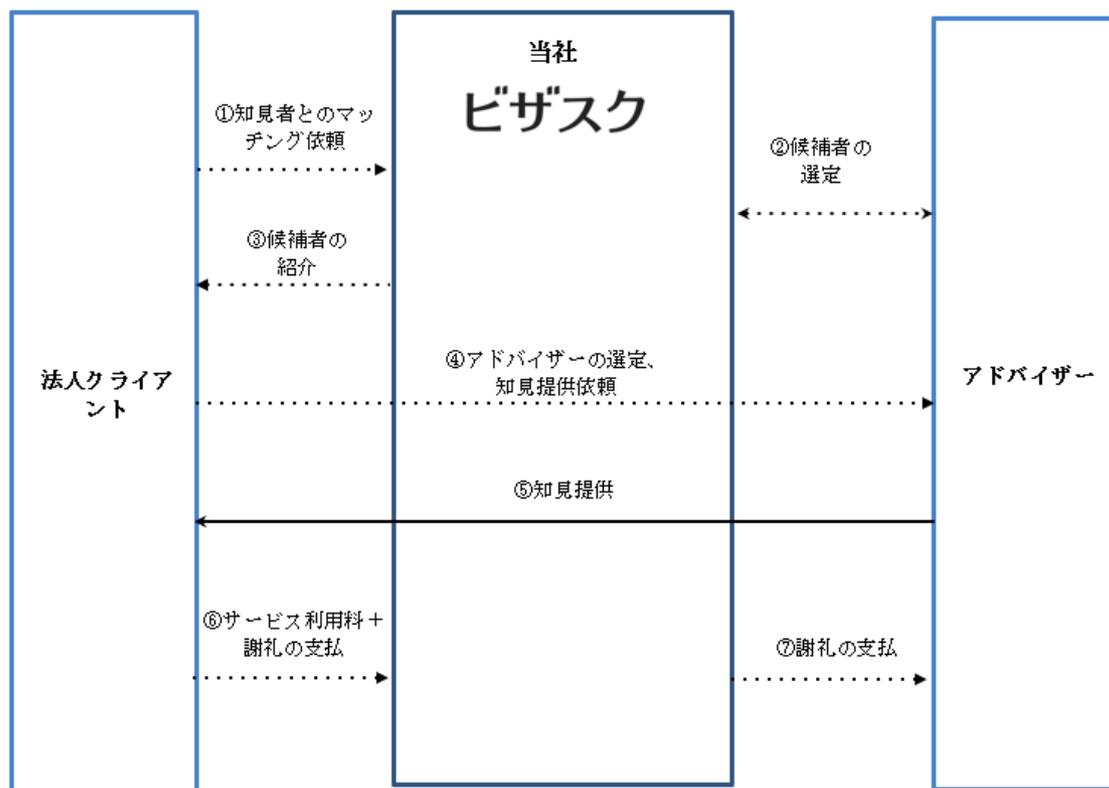
（※3）2016年2月末の法人クライアント口座数75口座及び2019年2月末の法人クライアント口座数329口座を基に年平均成長率を計算しております。

これまでの取扱高（注）の推移は下図の通りであります。



（注）「取扱高」とは、当社の知見プラットフォーム事業において当社が顧客から得た対価（知見提供取引毎に顧客と合意した値引控除前の数値であり、アドバイザーへの謝礼を含みます）の合計をいい、上図においては、四半期会計期間ごとに集計しております。

(3) 事業系統図



(注) 1. 当社は、サービス利用料を営業収益として計上しております。

2. フルサポート形式「ビザスク」のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」を示した事業系統図であり、その他のサービスは当社業績に与える影響が僅かであるため記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
88(一)	31.4	1.7	4,871

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。また、平均臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 知見プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

4. 最近日までの1年間において従業員が45名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「組織、世代、地域を超えて、知見を集めつなぐことで、世界のイノベーションに貢献する」というミッションを掲げ、1時間単位でピンポイントに知見提供を受けることができるスポットコンサルの設営等のサービスを通じて、各業界のアドバイザーの知見を、新規事業やイノベーション、業務改善といったビジネス課題の解決のヒントを求める企業や個人へつなぐ、ビジネス知見に特化した知見プラットフォーム事業を運営しております。

「世界中の知見をつなぐ」というビジョンの実現に向け、知見データベースと顧客基盤の双方を拡充し、テクノロジーの力を活用して効率性やUI/UX（注）を改善しつつ、様々な形態の知見提供取引を利用者が安心して活用できるプラットフォームを構築することを目指し、優秀な人材の確保・育成や組織体制の整備・拡充に注力して参ります。

（注）UI（ユーザーインターフェース）とは、ユーザーとサービスの接点であり、両者の間で情報をやり取りするための仕組みのことで、UX（ユーザーエクスペリエンス）とは、ユーザーがサービスを通じて受け取る体験やそれに伴う感情のことで、

(2) 目標とする経営指標

当社は中長期的な企業価値の向上を達成するために、まずは強固なプラットフォームを構築すべく、当社の知見プラットフォームの規模を示す指標である取扱高及び営業収益の成長を重視しており、世界に向けて拡大、成長を実現していくことを目標としております。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

現在わが国では、少子高齢化による就業人口の減少に直面する中、日本国政府は働き方改革を推し進めております。また同時に、人生100年時代を迎える中、個人の持つビジネス知見の見える化ニーズは益々高まっております。更に、テクノロジーの急速な進歩を背景に、変化の加速する事業環境において、イノベーションを実現するためのビジネス知見へのニーズは、起業を目指す個人から大企業まで広く浸透しつつあります。

このような経営環境を背景として、当社は高い事業成長を実現すべく、以下の経営戦略を実行して参ります。

① プラットフォーム価値の向上と高い顧客エンゲージメントの実現

当社は事業の拡大に伴い、データベースの拡充やマッチング効率の改善、サービス・ラインナップの拡充を進めており、その結果、プラットフォームの価値が向上し、高い顧客エンゲージメント（当社サービスの利用を通じた顧客との信頼関係の構築と、それに基づく継続的な取引関係）を実現することが可能なビジネスモデルとなっております。

法人クライアント口座数は、下表のとおり、これまで順調な成長を見せておりますが、プラットフォームの価値向上に伴い顧客エンゲージメントが高まった結果、1口座あたりスポットコンサル取扱高（取扱高のうち「ビザスクinterview」によるもの）は、2017年2月期の0.8百万円から、2019年2月期には2.5百万円と3期にわたって平均成長率で71.0%の成長を実現いたしました。

直近の3事業年度におけるフルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」の状況を下記の表において示しております。

	スポットコンサル取扱高（注）1	スポットコンサル件数（注）1	法人クライアント口座数	1口座あたりスポットコンサル取扱高（注）2
2017年2月期	129百万円	2.0千件	153	0.8百万円
2018年2月期	401百万円	4.8千件	245	1.6百万円
2019年2月期	811百万円	8.6千件	329	2.5百万円

（注）1. 「スポットコンサル取扱高」及び「スポットコンサル件数」は、各期末時点を起算日として過去12か月間を対象に集計した「ビザスクinterview」によるものであります。

2. 「1口座あたりスポットコンサル取扱高」は、「スポットコンサル取扱高」を「法人クライアント口座数」で除したものであります。

また、2015年2月期、2016年2月期、2017年2月期の各期間において獲得した法人クライアントのスポットコンサル取扱高は、2017年2月期から2019年2月期の直近3期間において年平均で100%（※1）を超える成

長率をみせております。各年度において新規に獲得した顧客が分母に含まれる1口座あたりスポットコンサル取扱高の同期間における年平均成長率は上述の通り71.0%となっておりますが、このような法人クライアント口座数の増加の影響を除くと、より明確に顧客エンゲージメントの高まりが見られております。

当社では引き続き、各クライアントからの更なる取扱高の拡大を目指し、プラットフォームの価値向上と高い顧客エンゲージメントの実現を進めて参ります。

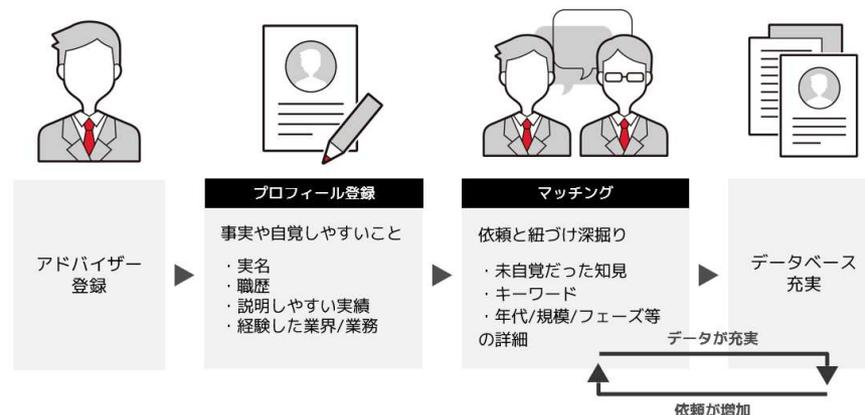
(※1) 2015年2月期、2016年2月期、2017年2月期の各期間において獲得した法人クライアントのスポットコンサル取扱高は、2017年2月期から2019年2月期までの3期間においてそれぞれ29百万円から119百万円、65百万円から284百万円、35百万円から217百万円まで増加しており、その年平均成長率を獲得期間ごとに計算しております。

② 個人のビジネス知見を束ねるデータベースの更なる拡充と登録者層の活性化

当社の保有するデータベースは、各アドバイザーの職歴に加え、個人が有するビジネス知見の情報を保持するという特徴を有しております。加えて、当社が知見提供取引をマッチングする際の様々なやり取りがデータベースに保持されることから、当社事業の成長に合わせて、データベースの情報量と質が拡大・充実し、それが更なる依頼増につながっていくという好循環型のビジネスモデルとなっております(注)。

当社は、2020年1月末現在で約9万人の国内登録者を有する知見データベースを保持し、更に当社の知名度の向上に伴う登録者の自然流入やweb広告等を通じて、恒常的に登録者数を拡大しております。当社の2019年11月末の国内登録者数合計に占める、スポットコンサルの提供実績のある国内登録者数は約12.5%であり、創業以来、当該比率は順調に成長している一方、その活性化には大きな余地を残していると考えております。当社では、当社データベースに外部データベースから情報を追加することや、データベースの検索アルゴリズムの改良を通じた検索オペレーションの改善等により、データベース検索の精度及び効率性双方を向上することで、登録者層を更に活性化すると共に、スピーディーかつ顧客満足度の高いマッチングを実現して参ります。

(注) 「データベースの情報量と質が拡大・充実する好循環型のビジネスモデル」についての参考図を下記の通り示します。



③ 顧客基盤の拡充

当社は設立当初より、情報収集ニーズの特に高い大手のコンサルティングファームや金融機関といったプロフェッショナルファームの顧客を中心に事業を展開して参りました。その後、社内に事業法人の担当グループを設置し、国内の東証一部上場企業を中心に顧客基盤を広げ、2019年2月期における法人クライアント口座数は329口座、うち約半数が事業法人の顧客となっております。

上述のようなプロフェッショナルファームでは、新規開拓後、当社サービスの導入部署内での利用が広がり、更にそこから他部署に展開することで利用人数が徐々に拡大していくことが一般的ですが、それに加え、当社にてプラットフォームの価値向上を進め、利用者一人当たり利用額の増加を図ることで、事業の拡大を進めて参ります。

今後は、コンサルティングファームに対しては、特に顧客内の横展開を進め利用者の拡大を図り、金融機関に対しては、主に大手顧客の新規開拓を中心に営業活動を進めて参ります。

事業法人については、これまで研究開発費の大きい企業に対する営業活動を進めており、一定の顧客基盤を築きつつありますが、東洋経済オンラインが調べた研究開発費の多い上位300社(2017年4月7日付)のうち、「ビザスクinterview」を一部署でも利用している割合は約3割にとどまっており、これらの取引先における2019年2月期の年間取引額は100万円未満が太宗を占めるなど、同法人内における他部署への展開を含めた利用率、取引金額ともに拡大余地が大きいものと考えております。

また、事業法人の新規顧客獲得にあたっては、従前は事業法人専門の担当グループが、従来型の面談重視の営業活動を実施して参りましたが、今後は費用対比の効率性を注視しつつ、積極的な外部のイベント(展示会

など)への当社サービスの展示ないし出店、動画広告の配信やオウンドメディアの運営による認知度向上施策を行うほか、MA (Marketing Automation) ツールの活用により潜在顧客層との接点を増加させる施策等も併せて行いリード獲得を強化いたします。このように、当社では従来は限定的であったマーケティング活動にもリソースを投下することで、成長を加速して参ります。

④ データベースを活用した新たな商材の開発と拡大

当社では現在、知見提供取引として、法人クライアントに対するスポットコンサル設営サービス「ビザスク interview」を主に提供しております。「ビザスク interview」では、当社従業員が法人クライアントの依頼を受け、アドバイザー候補の選定やインタビューの設営等の一連のマッチングのプロセスを、全面的にサポートするサービスを提供しております。

一方、当社では様々な知見を有する登録者のデータベースを活用した他のサービスとして、代表的には以下のサービスを提供しております。

- ・インタビュー形式ではなくオンライン・アンケート形式で、多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートするサービス「ビザスク expert survey」
- ・1時間単位のインタビューではなく、より長期的にアドバイザーが知見を提供する、業務委託形式のマッチング・サービス「ビザスク業務委託」
- ・顧客企業の新規事業社内提案制度において、当社のデータベースに登録するアドバイザーへのスポットコンサルやサーベイ「ビザスク expert survey」をプロジェクトに組みこむことで、プロジェクト型で総合支援を行うサービス「ビザスク project」
- ・当社のwebプラットフォーム上で、個人や主に中小規模の法人顧客がアドバイザー選定等のマッチングを自ら行い、スポットコンサルを実施するサービス「ビザスク lite」

法人クライアントに対するフルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスク interview」は着実な成長を見せておりますが、それ以外のサービスも高い成長をみせており(※)、2019年2月期において全社取扱高に占める割合は19.0%まで増加しております。当社では今後も幅広い業界・職域をカバーした知見データベースを活用し、新たなサービスを開発、拡大することで、全社の事業成長を実現して参ります。

(※)「取扱高」(「第1 企業の概況 3 事業の内容」から「スポットコンサル取扱高(「ビザスク interview」)」(「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」)を控除することで算出される「ビザスク interview」以外のサービスの取扱高は2017年2月期の37百万円から2019年2月期には189百万円まで増加しております。

⑤ グローバル展開

当社は2020年1月末現在、1.1万人を超える海外登録者をデータベース上に有し、30か国以上の海外登録者とのマッチング実績があります。また、2019年2月期には機関投資家を中心に約20社の海外法人クライアントが当社サービスを活用しております。

国内法人クライアントからの海外アドバイザーの知見を求めるニーズは益々高まっており、これに対応するため、海外拠点の設立等により海外アドバイザーの獲得力を更に強化して参ります。その皮切りとして、当社では2019年12月にシンガポールに駐在員事務所を設立し、当該拠点の責任者として、東南アジアにおいて当社と同種の事業の経営に参画した経歴を持つ人材を採用致しました。

更に、東南アジアを中心に海外法人クライアントへのマーケティングを拡大し、国内の知見を提供することで事業拡大を進めて参ります。そして、国内の知見のマッチング、国内と海外の知見のマッチングのみならず、海外法人クライアントのニーズを海外アドバイザーにマッチングし、「世界中の知見をつなぐ」ビジョンを実現して参ります。

⑥ 事業成長と事業効率改善

継続的な自社開発システムの改善およびオペレーションの効率化によりマッチングの効率改善が進む一方、登録者数と法人クライアント基盤双方の順調な拡大により知見に関する需給の一致が進むこととなり、当社の取扱高は国内登録者数や法人クライアント口座数の増加を上回るペースで増加しております。それに伴い、当社の事業効率も改善し、例えば、当社全従業員1人あたりの1か月あたり取扱高は、2015年2月期の11万円から2019年2月期には158万円まで増加しております。フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスク interview」に限れば、2019年2月期第4四半期における1人あたりの1か月あたり取扱高は約3百万円(注)であり、当社では、今後も「ビザスク interview」における更なるマッチング効率の向上を進めると共に、「ビザスク interview」以外の知見提供取引についての事業成長投資を進め、先行投資と事業効率改善のバランスに注視しつつ、中期的な全社成長と事業効率改善を達成して参ります。

(注) 2019年2月期第4四半期のフルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」取扱高218百万円を、当該期間において「ビザスクinterview」に従事した従業員数（エンジニアを除く）73人月で除した数値。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 人材獲得及び人材育成

人材の確保は当社の成長の礎であり、優秀な経営陣及び従業員の獲得及び在籍しているメンバーのスキル向上は、重要な課題の一つであります。スタートアップにおける採用市場は、近年逼迫しておりますが、知人紹介や人材紹介会社等の多様な採用チャネルを活用し、従業員の獲得を推進して参ります。また、人員の拡大とともに組織化を進め、リーダー人材を育成すると共に、教育制度等を拡充し、メンバーの成長をサポートして参ります。

② 業務プロセスの改善と、これによる収益性の向上

当社の各業務は、プロセス・ルールの標準化やシステム開発を進めることにより、効率化できる余地があると考えております。今後、開発エンジニアの採用、情報システムへの投資による各業務システムの機能向上と共に、内部統制を具備した業務の標準化を推進することで、各業務の効率化を進め、当社事業の収益性の向上を図って参ります。

③ 個人情報保護の対応

Facebookに代表されるプラットフォーム事業者の個人情報の取り扱いと保護に対し、近年世界中で高い関心が寄せられています。当社は、情報そのものの保護の観点から情報セキュリティ・システムを強化するとともに、欧州GDPR（注）に代表される各国の個人情報保護に対する法体制の整備に留意し、個人情報保護の社内体制整備を進めて参ります。

(注) 「欧州GDPR」とは、EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation:GDPR）のことであり、これは欧州連合（EU）における新しい個人情報保護の枠組みであり、個人データ（personal data）の処理と移転に関するルールを定めた規則です。

④ 海外展開の対応

当社は、「世界中の知見をつなぐ」というビジョンの実現に向け、今後投資効率を意識しつつ、積極的に海外展開を図っていく方針であります。海外展開にあたっては、当社が国内で培ったオペレーションやシステム等のノウハウを活かしつつ、各地域の文化や法規制等を踏まえてサービスをカスタマイズし、事業の拡大を図って参ります。

2【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について、以下に記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社はこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項は、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。また、以下の事業等のリスクは、全ての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご留意下さい。

(1) 経済環境について

当社の知見プラットフォーム事業においては、ビジネス領域の知見を求める顧客に対して、アドバイザーの知見提供が行われるプラットフォームを展開しております。我が国における構造的な課題である少子高齢化に端を発する働き方改革の促進や、イノベーションなどの活発化を背景としたビジネス業域の知見へのニーズの高まりは今後も継続していくものと想定され、経済環境が悪化した場合の影響を受けにくい事業であると考えております。また、当社は、登録者の増加やデータベースの拡充等により顧客満足度を高め、経済環境に左右されないように努めております。しかしながら、経済環境が急激に悪化した場合には、顧客の需要が想定以上に減少し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知見プラットフォーム事業への依存について

当社の営業収益は、知見プラットフォーム事業のみによる収益となっております。今後も積極的な営業施策や広告宣伝による顧客や登録者の増加、提供サービスの拡充、事業規模拡大を通じた認知度向上等により、収益規模は拡大していくものと考えておりますが、新たな法的規制の導入や改正、その他予期せぬ要因によって、当社の想定通りに知見プラットフォーム事業が発展しない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 競合について

当社の知見プラットフォーム事業は、同種のビジネスを主に海外で展開する海外企業や、インターネット上のマッチングプラットフォームを提供する国内企業等と競合が生じております。

当社は、国内を中心に海外登録者を含め約10万人が登録する、各業界や各業務において実務経験を有しているアドバイザーの幅広い領域の知見やノウハウを取りまとめた、更新頻度の高いデータベースを有し、それに基づく様々なサービスの提供を行っている点において独自性を見出しております。日本で同種のビジネスを展開している海外企業には、文化・価値観・言語の違い等により、日本人アドバイザーの知見のデータベース化は難易度が高く、当社が優位にあるものと考えており、また、国内企業においては、当社と完全に競合する企業は少なく、知見提供取引のマッチング・サービスとしての利用者の獲得において、そして上述した知見データベースの構築において当社が先行しており、有意な参入障壁を築いているものと認識しております。

しかしながら、今後、競合他社による新たな付加価値の提供等により当社の競争力が低下した場合には、価格競争やマッチング件数の減少等により当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) サービスの安全性、健全性について

当社は、電話や対面での面談等を通じてビジネス知見の提供を受けることができるプラットフォームを提供しておりますが、アドバイザーが意図せず、守秘義務に服している情報（注）を顧客に提供してしまう可能性があります。そのため当社では、フルサポート形式「ビザスク」のスポットコンサル設営においてはマッチングの専属チームを配置しており、担当者が顧客の依頼内容を受領した際に、依頼内容において不適切と思われる事項があれば指摘・確認する等の対応を行うとともに、アドバイザーへの定期的なトレーニングを行い、知見提供取引において取扱いに留意すべき情報について注意喚起をし、さらに、マッチング時には守秘義務の遵守に留意するようアドバイザーに申し添える等の対策を講じることで、不適切な情報の授受の未然防止に努めております。また、セルフマッチング形式「ビザスクlite」のスポットコンサル設営では、掲示板への投稿により顧客とアドバイザーが直接コミュニケーションを図りマッチングが行われておりますが、キーワードによる自動検出を含め、当社の担当チームがすべての投稿内容を事後的に検閲し、不適切な投稿を発見した場合には削除を行う等、健全なサービス運営に努めております。

また、当社では、サイト上に掲示する利用規約において、第三者の権利を侵害する行為や虚偽の情報の登録、アドバイザーが所属する企業・団体等の内部規則等に違反する行為の禁止を明記するとともに、違反者に対してはサービスの利用停止や登録の抹消等の厳正な対応を講じる方針であることを明確にしております。さらに、健全なプ

ラットフォームの維持・運用にあたり、謝礼はアドバイザーの実名で登録された本人名義の銀行口座へ振込を行うこととしております。

上記のように当社では、提供するサービスの安全性、健全性を維持するために十分な体制を整えていると考えており、また、サービスの構築時においては外部の弁護士を通じて関連する法規制への該当性に関して検証して参りました。しかしながら、これらの施策を講じたにもかかわらず、ルールを逸脱したコミュニケーションが行われることにより情報漏洩や不適切な情報の授受等が行われた場合には、当社サービスの信用力低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(注) 一般的には、就業規則や秘密保持契約等で定められている情報や、秘密として管理することが明示されている情報等が該当すると考えられます。例えば、事業戦略、事業計画、財務情報、取引先情報、顧客名簿、及び個人情報等があげられます。

(5) 特定の取引先への集中等について

当社の販売先については、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ④ 生産、受注及び販売の実績 c. 販売実績」に記載の通り、2019年2月期の当社総販売実績に占める株式会社ポストン・コンサルティング・グループへの販売比率が20.1%となっております。

株式会社ポストン・コンサルティング・グループと当社の取引関係は良好かつ安定的に推移しており、引き続き更なる関係強化に努める方針です。一方で今後も、一顧客あたりの取扱高の増加を図ると共に、新規顧客への営業活動を通じて、更なる顧客基盤の拡充を進めることにより、特定の取引先への集中度低下を図ってまいります。

しかしながら、何らかの要因により、当社想定通りに顧客基盤の維持や拡充が進まなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) システムトラブルについて

当社の事業は、インターネット接続環境の安定的な稼働を前提として行われております。当社では、継続的かつ安定的な事業運営を行うため、システム強化及びセキュリティ対策を行っておりますが、自然災害や事故等何らかの理由によりシステムトラブルが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」等の法的規制を受けております。

当社は、これらの法規制等を遵守した運営を行ってきており、今後も法令等の遵守を徹底する体制及び社内教育を行って参りますが、今後、新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社の事業が制約を受ける場合、もしくは万が一法令等遵守体制が機能しなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報について

当社は、事業運営にあたり多くの個人情報を保有しております。それを踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」(平成17年4月施行)の規定に則って作成したプライバシーポリシー等の社内規程に沿って個人情報を管理し、また、従業員に対する個人情報の取り扱いに関する教育を行い、個人情報の適切な取り扱いに努めております。

しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に流出した場合は、当社の信用低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 知的財産権について

当社は、現在、他社の知的財産権を侵害している事実は認識しておりません。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社の事業運営が制約を受ける場合や第三者の知的財産権侵害が発覚した場合などにおいては、信用失墜や損害賠償請求等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 人材の確保・育成について

当社は、今後の事業拡大のために優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しており、積極的に人材を採用するとともに人材の育成に取り組んでいく方針であります。

しかしながら、当社が求める人材を適切な時期に確保、育成できなかった場合、また、社外流出等何らかの事由により既存の人材が業務に就くことが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 特定の経営者への依存について

当社の代表取締役社長CEO端羽英子は、当社の創業者であり、経営方針や事業戦略等について、当社の経営の重要な役割を果たしております。現在、当社では同氏に過度に依存しないよう、内部管理体制の整備、人材の育成を行うなど体制の整備に努めておりますが、現在の状況においては、何らかの理由により、同氏が当社の業務を遂行することが困難となった場合には、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 社歴が浅いことについて

当社は2012年3月に設立された社歴の浅い会社であります。また、第6期以前の業績は、事業の立ち上げ段階であったことなどから当期純損失を計上しております。当社は現在成長過程にあると認識しており、今後も当社の成長のための投資が必要となり、一時的に損益が悪化する可能性があります。当社は今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針であります。過年度の経営成績のみでは、今後の当社の業績や成長性を判断するためには不十分である可能性があります。

(13) 配当政策について

当社は、現在成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

しかしながら、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

(14) 株主構成について

本書提出日現在において、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」という。）が当社株式を2,935,000株保有しており、VC等が保有する当社株式の発行済株式総数に対する割合は38.2%と高い水準となっております。一般にVC等による未公開企業の株式保有目的は、株式公開後に売却を行い、キャピタルゲインを得ることです。上場後において、VC等が保有する当社株式を市場にて売却した場合、短期的な需給バランスの悪化が生じる可能性があり、市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。また今後においてもストック・オプション制度を活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は1,157,600株であり、発行済株式総数7,685,000株の15.1%に相当しております。

(16) 税務上の繰越欠損金について

当社は、2019年2月期末時点において、税務上の繰越欠損金が存在しております。今後、当社の業績が順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税等が計上されることとなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(17) 新規サービスについて

当社は、知見プラットフォーム事業において、知見を提供しているアドバイザーの経歴や知見等のデータベースを構築しており、そのデータベースを活かして、各業界・業務に精通したアドバイザーに対し、スピーディかつ幅広くビジネス見解や意見を収集できるサービスであるエキスパートサーベイ（現「ビザスクexpert survey」）を2018年1月より提供しております。また、当社は、今後も事業規模の拡大と収益の多様化を図るため、同様に当社のデータベースを活用し、積極的に新規サービスに取り組んでいく方針であります。

しかしながら、新規サービスが計画通りに進まない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(18) 海外展開について

当社はこれまで国内を中心に事業展開をして参りましたが、今後はさらなる海外における事業展開も検討して参ります。海外展開におきましては、為替変動、進出国の経済動向、政情不安、法規制の変更など多岐にわたるリスクが存在し、当社はこれらのリスクを最小限にすべく十分な対策を講じたうえで事業展開を進めていく方針ですが、予測困難なリスクが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) M&Aについて

現時点では具体的に想定しておりませんが、当社は、今後の事業拡大等を目的として、M&Aを事業展開の選択肢の一つとして考えております。M&Aの実行に際しては、ビジネス・財務・法務等に関する詳細なデュー・デリジェンスを行い、各種リスクの低減に努める方針であります。

しかしながら、これらの調査で確認・想定されなかった事象がM&A等の実行後に判明あるいは発生した場合や、市場環境の変化等により事業展開が計画どおりに進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第7期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は412,868千円となり、前事業年度末に比べ67,383千円増加いたしました。これは主に事業規模の拡大に伴い売掛金が70,244千円増加したことによるものであります。

また、当事業年度末における固定資産は67,760千円となり、前事業年度末に比べ43,927千円増加いたしました。これは主に、本社移転に伴い敷金及び保証金が24,730千円増加したこと、及び本社の内装工事等により建物附属設備等の有形固定資産が15,583千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、480,628千円となり、前事業年度末に比べ111,310千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は233,349千円となり、前事業年度末に比べ100,490千円増加いたしました。これは主に事業規模の拡大に伴い法人クライアントから収受する前受金が46,569千円増加したこと、及び買掛金が22,810千円増加したことによるものであります。なお、法人クライアントから収受する前受金は、事前購入制としている当社サービスの利用に用いるチケットの購入代金のうち、未利用の金額となります。

また、当事業年度末における固定負債は201,108千円となり、前事業年度末に比べ16,668千円減少いたしました。これは、借入金の約定弁済によるものです。

この結果、負債合計は、434,457千円となり、前事業年度末に比べ83,822千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は46,170千円となり、前事業年度末に比べ27,488千円増加いたしました。これは、当事業年度において当期純利益27,488千円を計上したことに伴う利益剰余金の増加によるものであります。

第8期第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産合計は596,670千円となり、前事業年度末より116,042千円増加しました。これは主に、事業規模の拡大により現金及び預金等が増加したことにより流動資産合計が118,317千円増加したことによるものです。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は494,875千円となり、前事業年度末より60,418千円増加しました。これは主に、事業規模の拡大により法人クライアントから収受する前受金が増加したことにより流動負債合計が71,526千円増加したことによるものです。一方、借入金の約定弁済により固定負債は11,108千円減少しました。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は101,795千円となり、前事業年度末より55,625千円増加しました。これは当第3四半期累計期間に四半期純利益54,995千円を計上したことのほか、新株予約権を発行したことによる新株予約権の増加629千円によるものであります。

② 経営成績の状況

第7期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当事業年度における我が国経済は、本年夏に相次いだ自然災害の影響により、個人消費及び輸出を中心に一時的に弱含みとなりましたが、その後、その影響は収束し、企業収益は底堅く推移しております。こうした環境の中、企業の設備投資は高い水準で推移するとともに、雇用環境及び所得水準の改善により個人消費の持ち直しも継続しております。

当社を取り巻く環境としては、好調な企業業績並びにこれを背景とした堅調な設備・研究開発投資水準のもと、ビジネス知見に対する強い需要が継続しております。

かかる状況の下、当事業年度においては、当社のサービスは順調に拡大を続けております。

フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」においては、継続的な法人クライアント基盤の拡大に注力しております。また、その他サービスについては、2018年1月にリリースした「ビザスクexpert survey」が拡大したほか、UI/UXの改善や、アドバイザー検索機能の向上等の様々な施策を継続しております。

以上の結果、当事業年度末時点で国内登録者数は約7.2万人となり、また、当事業年度における当社のアレンジしたフルサポート形式のスポットコンサルによる知見提供取引の件数（「ビザスクinterview」のみ）は約8.6千件、取扱高は知見プラットフォーム事業全体で1,000百万円となり、営業収益は614,204千円（前期比132.6%増）、営業利益25,221千円（前事業年度は営業損失57,480千円）、経常利益24,075千円（前事業年度は経常損失58,049千円）、当期純利益27,488千円（前事業年度は当期純損失58,579千円）となりました。

なお、当社は知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第8期第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、米中間の貿易摩擦が継続しているものの、国内の企業収益は非製造業を中心として高い水準を維持し、また、雇用情勢は引き続き着実に改善しております。

当社が属する情報・サービス系の産業においても、好調な企業業績と益々高まる情報の重要性に支えられ、概ね良好な事業環境が継続しました。BtoB情報プラットフォーム市場の売上高規模は、2019年1月～10月の合計で2,498億円（前年同期比2.2%増加）となり、着実に成長しております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（2019年12月公表）」）。

このような状況の下、当第3四半期累計期間における知見プラットフォーム事業は、順調に成長を続けております。特に、フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」においては、継続的な法人クライアント基盤の拡大に注力しており、その他サービスでは、UI/UXの継続的な改善・向上等の様々な施策を継続しております。

以上の結果、当第3四半期会計期間末時点で国内登録者数は約8.6万人を超え、また、当第3四半期累計期間における当社のアレンジしたフルサポート形式のスポットコンサルによる知見提供取引の件数（「ビザスクinterview」のみ）は約9千件、取扱高は知見プラットフォーム事業全体で1,120百万円となり、当第3四半期累計期間における営業収益は697,872千円、営業利益61,299千円、経常利益57,580千円、四半期純利益54,995千円となりました。

なお、当社は知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は240,764千円となり、前事業年度末と比べ17,110千円の減少となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果による収入は、46,678千円（前事業年度は39,543千円の支出）となりました。主なキャッシュ・フローの増加要因は、税引前当期純利益の計上24,075千円、減価償却費の計上9,319千円、仕入債務の増加額22,810千円、未払金の増加額13,959千円、前受金の増加額46,569千円、未払消費税等の増加額6,270千円であります。一方で、主な減少要因は、売上債権の増加額71,636千円、前払費用の増加額10,333千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果による支出は47,257千円（前事業年度は6,358千円の支出）となりました。キャッシュ・フローの減少要因は、本社の移転に伴う内装工事の実施並びに人員増加に伴い備品等を取得したことに伴う有形固定資産の取得による支出22,527千円、及び本社移転に伴う敷金及び保証金の差入による支出24,730千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果による支出は、16,668千円（前事業年度は194,444千円の収入）となりました。キャッシュ・フローの減少要因は、長期借入金の返済による支出16,668千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

b. 受注実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

c. 販売実績

第7期事業年度及び第8期第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		第8期第3四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
知見プラットフォーム事業	614,204	232.6	697,872
合計	614,204	232.6	697,872

(注) 1. 当社の事業セグメントは、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであります。

2. 最近2事業年度及び第8期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第6期事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)		第7期事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		第8期第3四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社ボストン・コンサルティング・グループ	58,580	22.2	123,538	20.1	104,834	15.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成において、会計方針の選択・適用及び損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

② 経営成績等に関する認識及び分析・検討内容

第7期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（営業収益）

当事業年度における営業収益は、前事業年度と比べて132.6%増の614,204千円となりました。主な要因は、当社のメインサービスであるフルサポート形式「ビザスク」のスポットコンサル設営サービス「ビザスク interview」が大きく成長したことのほか、オンラインのアンケート形式でアドバイザーの知見を収集するサービス「ビザスク expert survey」や、事業法人向けの新規事業創出を支援するサービス「ビザスク project」等の成長により、取扱高が前事業年度と比べて109.5%増の1,000百万円となったことによるものであります。特に、「ビザスク interview」の成長の背景には、プロフェッショナルファームや事業法人の既存クライアントを中心とした平均的な取扱高の増加や、法人クライアント口座数の増加があります。

（営業費用）

当事業年度における営業費用は、前事業年度と比べて83.2%増の588,982千円となりました。主な要因は、事業の拡大に伴う積極的な採用活動による人件費の増加や、これによる採用費の増加、及び内部管理体制の整備のためのコンサルティング・フィー等の発生による支払報酬の増加によるものであります。

（営業外損益）

当事業年度における営業外費用は、前事業年度と比べて67.6%増の1,500千円となりました。主な要因は、支払利息の増加によるものであります。

（当期純利益）

当事業年度の当期純利益は、27,488千円（前事業年度は58,579千円の当期純損失）となりました。これは主に、経常利益を24,075千円計上したことのほか、当事業年度に繰延税金資産3,614千円を計上したことによるものであります。

第8期第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

（営業収益）

当第3四半期累計期間における営業収益は、697,872千円となりました。主な要因は、当社のメインサービスであるフルサポート形式「ビザスク」のスポットコンサル設営サービス「ビザスク interview」やオンラインのアンケート形式でアドバイザーの知見を収集する「ビザスク expert survey」等の成長により、取扱高が1,120百万円となったことによるものであります。

「ビザスク interview」が成長した背景は、既存クライアントを中心とした1口座あたりスポットコンサル取扱高の平均的な増加や、積極的な営業活動の展開による法人クライアント口座数の増加によるものであります。また、「ビザスク expert survey」が成長した背景は、2018年1月にサービスを開始して以来、継続して行ってきたオペレーションの改善とシステム開発投資によるサービスクオリティの向上と、これに基づく取引数の増加によるものであります。

（営業費用）

当第3四半期累計期間における営業費用は、636,573千円となりました。事業の拡大に伴う積極的な採用活動による人件費の増加や、これによる採用費等を計上しております。

（営業外損益）

当第3四半期累計期間における営業外費用は、3,794千円となりました。主に、支払利息、為替差損及び上場関連費用を計上しております。

（四半期純利益）

当第3四半期累計期間の四半期純利益は、54,995千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益を53,513千円計上したことのほか、法人税等調整額を△1,632千円計上したことによるものであります。

③ 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、アドバイザーへの謝礼のほか、人件費、採用費、広告費及び支払報酬などの営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、基本的には業務に利用する情報関連機器ですが、2019年2月期においては本社の移転に伴う内装工事や什器類の取得がありました。

運転資金及び投資資金は自己資金のほか、金融機関からの長期借入により調達しております。なお、当事業年度末の借入金の合計残高は217,776千円となっております。また、当事業年度末の現金及び預金は234,520千円であり、十分な短期流動性を確保しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当事業年度に実施した設備投資の総額は、建物附属設備に10,666千円、工具、器具及び備品に14,248千円であり、主な内容は、事業拡大に伴う本社の移転により生じた内装工事や什器の取得のほか、人員増加に伴う情報機器の取得によるものです。なお、当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

第8期第3四半期累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年11月30日）

当社では、事業拡大に伴う人員拡大に応じて情報関連機器が増加し、主にこれにより工具、器具及び備品に6,979千円の設備投資を行いました。なお、当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

2019年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	知見プラットフォーム事業	本社設備及び情報機器	8,023	12,667	20,690	59

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 建物は賃借しており、本社の年間賃借料は30,681千円であります。
4. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】 (2019年12月31日現在)

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な改修
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,740,000
計	30,740,000

- (注) 1. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、同日付で発行可能株式総数は461,100株増加し、614,800株となっております。
2. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、A種優先株式及びA-2種優先株式に係る定めを廃止しております。
3. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は30,125,200株増加し、30,740,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,685,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,685,000	—	—

- (注) 1. 2019年8月28日付で、全てのA種優先株式及びA-2種優先株式を自己株式として取得しており、その対価として、当該A種優先株主及びA-2種優先株主にA種優先株式及びA-2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該A種優先株式及びA-2種優先株式を消却しております。
2. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は7,531,300株増加し、7,685,000株となっております。
3. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

1. 第1回新株予約権

決議年月日	2014年1月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 2
新株予約権の数(個)※	151
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 7,550 [377,500] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	200 [4]
新株予約権の行使期間※	自 2019年12月31日 至 2023年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 200 [4] 資本組入額 100 [2]
新株予約権の行使の条件※	次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。 (1) 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合 (2) 対象者が当社または当社子会社を相応の理由をもって解雇された場合または取締役の地位を解任された場合 (3) 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合 (4) 対象者が死亡した場合、相続は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、付与対象者の退職による権利の喪失及び取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

(注) 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第2回新株予約権

決議年月日	2016年8月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 17
新株予約権の数（個）※	2,345
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,345 [117,250]（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,084 [21.68]
新株予約権の行使期間※	自 2019年9月1日 至 2026年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,084 [21.68] 資本組入額 1,084 [21.68]
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することができない。</p> <p>第1回 2019年9月1日 50% 第2回 2020年9月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議より2年経過後より2019年8月31日までの間も権利行使することができるものとする）</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2019年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人11名となっております。

（注） 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 第3回新株予約権

決議年月日	2017年8月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 30
新株予約権の数（個）※	3,950
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,950 [197,500]（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	6,890 [137.8]
新株予約権の行使期間※	自 2020年9月1日 至 2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 6,890 [137.8] 資本組入額 6,890 [137.8]
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2020年9月1日 50% 第2回 2021年9月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議より2年経過後より2020年8月31日までの間も権利行使できるものとする）</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2019年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人25名となっております。

（注） 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 第5回新株予約権

決議年月日	2018年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	1,035
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 1,035 [51,750] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	6,890 [137.8]
新株予約権の行使期間※	自 2020年3月1日 至 2028年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 6,890 [137.8] 資本組入額 6,890 [137.8]
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2020年3月1日 50%</p> <p>第2回 2021年3月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること(被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年2月25日までの間も権利行使できるものとする)。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 第6回新株予約権

決議年月日	2018年8月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）※	518
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 518 [25,900]（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	6,890 [137.8]
新株予約権の行使期間※	自 2020年10月1日 至 2028年9月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 6,890 [137.8] 資本組入額 6,890 [137.8]
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2020年10月1日 50%</p> <p>第2回 2021年10月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年9月19日までの間も権利行使できるものとする）。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2019年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 第7回新株予約権

決議年月日	2018年9月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 21
新株予約権の数（個）※	2,190 [2,090]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,190 [104,500]（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	6,890 [137.8]
新株予約権の行使期間※	自 2020年10月1日 至 2028年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 6,890 [137.8] 資本組入額 6,890 [137.8]
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2020年10月1日 50%</p> <p>第2回 2021年10月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年9月27日までの間も権利行使できるものとする）。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2019年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人19名となっております。

（注） 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 第8回新株予約権

決議年月日	2018年10月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 19
新株予約権の数（個）※	2,100 [2,060]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,100 [103,000]（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	7,500 [150]
新株予約権の行使期間※	自 2020年11月1日 至 2028年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 7,500 [150] 資本組入額 7,500 [150]
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2020年11月1日 50%</p> <p>第2回 2021年11月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年10月30日までの間も権利行使できるものとする）。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2019年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役1名、当社使用人14名となっております。

（注） 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 第9回新株予約権

決議年月日	2018年10月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1
新株予約権の数（個）※	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 50 [2,500]（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	7,500 [150]
新株予約権の行使期間※	自 2020年11月1日 至 2028年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 7,500 [150] 資本組入額 7,500 [150]
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役、監査役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2020年11月1日 50%</p> <p>第2回 2021年11月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年10月30日までの間も権利行使できるものとする）。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日（2019年2月28日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

9. 第10回新株予約権

決議年月日	2019年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 1
新株予約権の数(個)※	180
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 180 [9,000] (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	12,500 [250]
新株予約権の行使期間※	自 2021年3月1日 至 2029年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 12,500 [250] 資本組入額 12,500 [250]
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2021年3月1日 50%</p> <p>第2回 2022年3月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること(被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2029年2月28日までの間も権利行使できるものとする)。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 最近事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

10. 第11回新株予約権

決議年月日	2019年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 5
新株予約権の数（個）※	550
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 27,500（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	250
新株予約権の行使期間※	自 2021年6月1日 至 2029年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 250 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2021年6月1日 50%</p> <p>第2回 2022年6月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2029年5月31日までの間も権利行使できるものとする）。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 提出日の前月末現在（2020年1月31日）における内容を記載しております。

（注） 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

11. 第12回新株予約権

当社はストック・オプション制度に準じた制度として第12回新株予約権を発行しております。

株式会社walkntalkは、当社の現在及び将来における当社又は当社の子会社・関連会社の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年5月31日開催の定時株主総会決議に基づき、2019年6月4日付で平林芳彦氏を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第12回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第12回新株予約権）に基づき、同氏に対して、2019年6月6日に第12回新株予約権を発行しております。

本信託（第12回新株予約権）は、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して、その功績に応じて、同氏が、受益者適格要件を満たす者に対して、第12回新株予約権2,516個（本書提出日現在1個当たり50株相当）を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第12回新株予約権の分配を受けた者は、当該第12回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第12回新株予約権）は1つの契約（A01からA02まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	株式会社walkntalk（※）
受託者	平林 芳彦
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益者確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります）。
信託契約日（信託契約開始日）	2019年6月4日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 1,258個 (A02) 1,258個
信託期間満了日	(A01) 上場後2年が経過する日または受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日 (A02) 上場後3年が経過する日または受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第12回新株予約権の引受け、払い込みにより、現時点でA01～A02までのそれぞれにつき、第12回新株予約権2,516個（本書提出日現在1個当たり50株）が信託の目的となっております。
受益者適格要件	当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第12回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者としします。

※ 株式会社walkntalkは、代表取締役社長CEOの端羽英子の資産管理会社であります。端羽英子は株式会社walkntalkの代表取締役であり、同社の株式を100%保有しております。

第12回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2019年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	2,516（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 125,800（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	250（注）3、4、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年6月1日 至 2029年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 255（注）6 資本組入額 255（注）6
新株予約権の行使の条件※	<p>① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>② 本新株予約権者は、2020年2月期から2022年2月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業収益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業収益を参照する。）が9.5億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 本新株予約権者は、割当日から2年までの間において、当社普通株式の価額（下記(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合に、判定される最新の金額とする。）が、行使価額に500%を乗じた額（ただし、（注）3、4において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を一度でも上回った場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 当社普通株式の発行等が行われた場合における当該払込金額。</p> <p>(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、普通株式の売買その他の取引が行われたときの当該取引価格。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法等の方法により評価された株式評価額。</p> <p>④ 本新株予約権者は、本新株予約権行使時点で、現在から将来にわたる当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>

	<p>⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項※</p>	<p>当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3、4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により新規発行する株式の発行価額のうち、資本に組み入れない額はないものとし、その全額を資本金に算入する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

	<p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 (注) 5に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	---

※ 提出日の前月末現在（2020年1月31日）における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき250円で有償発行しております。
2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、当社普通株式1株（本書提出日の前月末現在50株）であります。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は調整されるものとします。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

4. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
6. 2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

12. 第13回新株予約権

決議年月日	2019年12月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 45
新株予約権の数（個）※	15,400
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 15,400（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	株式公開時の公開価格（当社の発行する株式等が金融商品取引所へ上場するときに新たに当社が発行する株式等の発行価格をいう）
新株予約権の行使期間※	自 2022年1月1日 至 2029年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 株式公開時の公開価格 資本組入額 株式公開時の公開価格
新株予約権の行使の条件※	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2022年1月1日 50%</p> <p>第2回 2023年1月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること（被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2029年5月31日までの間も権利行使できるものとする）。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 提出日の前月末現在（2020年1月31日）における内容を記載しております。

（注） 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

第4回新株予約権

決議年月日	2017年10月18日
新株予約権の数(個) (※)	725[-]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (※)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (※)	普通株式 725(注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) (※)	6,890(注) 2、3、4
新株予約権の行使期間(※)	自 2017年10月26日 至 2022年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (※)	発行価格 6,890 資本組入額 3,445
新株予約権の行使の条件(※)	—
新株予約権の譲渡に関する事項(※)	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(※)	—

※ 最近事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. (注) 3の各事由が生じたことにより、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。上記算式において、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数(自己株式数を除く。)とする。

また、行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合および自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

なお、行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。

行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

3. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

① 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

(1) 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- (2) 上記(1)ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

- ③ 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

4. (注) 3の各事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

① 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

② 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

③ (注) 3の③に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

5. 行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、(注) 1による。

$$\text{調整後の各新株予約権1個当たり} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

6. 本該新株予約権は、当社が、株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものであります。

(1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である端羽英子氏（以下、「端羽氏」）又は同氏が公庫に対して斡旋した者（当社を含む）に売却するものとする。この場合には、(6) 2) に定められた基準日を起算日として14日以内に売却するものとする。ただし、当社において本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。

(2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにも拘らず、当社が株式公開を申請しない場合には、(1)の定めに拘らず、公庫は、本新株予約権を端羽氏又は同氏が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。

(3) 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記(1)の定めに拘らず、公庫は端羽氏と協議のうえ、本新株予約権を荻島氏又は同氏が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。

(4) 上記(1)、(2)、又は(3)の場合において、端羽氏又は同氏が公庫に対して斡旋した者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、端羽氏と協議の上公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。

(5) 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。

$$\text{売買価格} = (\text{株式の時価} - \text{行使価額}) \times \text{本新株予約権の行使により発行すべき株式数}$$

ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は端羽氏と協議の上、売買価格を決めることができる。

- (6) 株式は時価により評価することとし、原則として、次に定めるいずれかの金額を基準時価として、株式会社日本政策金融公庫及び端羽英子が合意した価格とする。ただし、上記(2)により本新株予約権を猶予した場合には、原則として、株式会社日本政策金融公庫が株式会社ビザスク発行の株式の株式公開が確実であったと判断した時点の株価を下限とする。

1) 株式公開前に売買を行う場合

ア. 以下に定める時価純資産方式により算出した1株当たりの純資産価額

a. 算式

$$\text{時価純資産方式による1株当たりの純資産額} = \frac{\text{(評価時における時価評価による資産の合計額)} - \text{(評価時における時価評価による負債の合計額)}}{\text{評価時における発行済株式総数}}$$

- b. 上記算式の資産及び負債の金額の計算に当たっては、土地及び土地の上に存する権利並びに上場有価証券等は原則として時価、建物は取得価額から定額法による減価償却額相当額を控除した価額、機械等の有形固定資産は取得価額から減価償却額相当額を控除した価額、その他資産で取引時価のあるものは当該時価、取引時価のないものは適正な帳簿価額その他適切な方法により評価する。なお、取引時価のないもののうち、知的所有権、営業権、繰延資産及び負債等は、「財産評価基本通達」(昭和39年4月25日直資56直審(資)17)に定める方法により評価する。
- c. 潜在株式があるときは、上記算式で算出した株価を適切に調整する。
- イ. 株式の時価の算定時において以下に定める適正な価格での株式の売買実例がある場合は、当該売買実例に基づく売買価格適正な価格での売買実例とは、次のものをいう。
- a. 適正な価格とは、直近において利害が相反するいわゆる第三者との間において通常取引される価格をいう(相続又は贈与による取引、同族株主間の取引、その他何らかの事情により経済合理性が認められない取引及び当社又は足立氏の支配力が働く取引の場合は、適正な価格とはみなされない。)
- b. 売買実例とは、株式の売買、株式、新株予約権付社債若しくは新株予約権の発行等又は自己株式の取得をいう(会社の普通株式に転換できる証券の転換、新株予約権付社債又は新株予約権の行使等は含まれない。)
- c. 売買価格とは、株式の発行の場合は発行価額、新株予約権付社債は行使価額、新株予約権の発行の場合は新株予約権の発行価額と当該新株予約権行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額をいう(会社の普通株式に転換できる証券、新株予約権の行使等は含まれない。)
- ウ. 当社が提出する公認会計士等第三者の適正な評価による価格
- エ. 国税庁財産評価基本通達に定める類似業種比準価額方式に基づき算出した価格
- オ. 事業の種類、規模、収益の状況が類似する他の法人の株価と比準して算出した価格
- カ. 当社株式1株当たりの帳簿純資産価額

2) 株式公開後に売買を行う場合

- ア. 上場日以後1ヶ月間を経過した日を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切り捨て)
- イ. 上場日以後1ヶ月間を経過した日を基準日とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における終値の価格ただし、金融商品取引所の規則等により本新株予約権の継続保有の確約を画面により提出している場合は、原則として、上場日以後6ヶ月間を経過した日を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切り捨て)

7. 当社は、2019年8月6日付で公庫が所有する全ての新株予約権を自己新株予約権として取得しております。また、2019年7月12日開催の取締役会決議により、同年8月7日付で当該自己新株予約権を消却しております。なお、同新株予約権の譲渡価額は、DCF法を基礎に決定しております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2015年7月23日 (注) 1	A-2種優先株式 754	普通株式 1,900 A種優先株式 420 A-2種優先株式 754	129,876	168,676	129,876	164,676
2016年8月24日 (注) 2	普通株式 93,100 A種優先株式 20,580 A-2種優先株式 36,946	普通株式 95,000 A種優先株式 21,000 A-2種優先株式 37,700	—	168,676	—	164,676
2018年8月31日 (注) 3	—	普通株式 95,000 A種優先株式 21,000 A-2種優先株式 37,700	△149,994	18,682	△164,676	—
2019年8月28日 (注) 4	普通株式 21,000	普通株式 116,000 A種優先株式 21,000 A-2種優先株式 37,700	—	18,682	—	—
2019年8月28日 (注) 5	普通株式 37,700	普通株式 153,700 A種優先株式 21,000 A-2種優先株式 37,700	—	18,682	—	—
2019年8月28日 (注) 6	A種優先株式 △21,000 A-2種優先株式 △37,700	普通株式 153,700	—	18,682	—	—
2019年8月30日 (注) 7	普通株式 7,531,300	普通株式 7,685,000	—	18,682	—	—

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 344,500円

資本組入額 172,250円

割当先 DACベンチャーユナイテッド・ファンド1号投資事業有限責任組合、A-Fund II, L.P.、
DBJキャピタル投資事業有限責任組合、みずほ成長支援投資事業有限責任組合、CA
Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合

2. 株式分割 (1:50) によるものであります。

3. 繰越利益剰余金の欠損補填及び当該補填に伴う財務体質の健全化を図ることを目的として「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を決議し、その効力が発生したことによるものであります。

4. 株主の請求に基づき、2019年8月28日にA種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。

5. 株主の請求に基づき、2019年8月28日にA-2種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。

6. A種優先株式及びA-2種優先株式を消却したことによるものであります。

7. 株式分割 (1:50) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	5	2	—	5	12	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	18,450	10,900	—	47,500	76,850	—
所有株式数の割合 （%）	—	—	—	24.0	14.2	—	61.8	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,685,000	76,850	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,685,000	—	—
総株主の議決権	—	76,850	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式及びA-2種優先株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
最近事業年度における取得自己株式 (2018年3月1日～2019年2月28日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 21,000株 A-2種優先株式 37,700株	—

(注) 2019年8月28日付で、A種優先株式21,000株及びA-2種優先株式37,700株をそれぞれ自己株式として取得しており、その対価として、当該A種優先株主及びA-2種優先株主に普通株式をそれぞれ21,000株、37,700株交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 21,000 A-2種優先株式 37,700 (注)	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2019年8月28日付で自己株式として保有するA種優先株式及びA-2種優先株式を全て消却しております。

3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、これまで配当を実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。

当社の剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、その他年1回の間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 6名 女性 2名 (役員のうち女性の比率25%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	CEO	端羽 英子	1978年7月11日生	2001年4月 2003年3月 2007年7月 2012年3月	ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式 会社) 入社 日本ロレアル株式会社 入社 ユニゾン・キャピタル株式会社 入社 当社設立 代表取締役社長CEO 就 任 (現任)	(注) 3	4,559,600
取締役	CTO	花村 創史	1981年4月15日生	2007年12月 2012年9月 2013年12月 2014年7月	株式会社日本技芸 (現rakumo株式会社) 入社 グリー株式会社 入社 当社 入社 当社取締役CTO 就任 (現任)	(注) 3	60,000
取締役	COO	瓜生 英敏	1975年3月28日生	1999年4月 2005年3月 2006年1月 2006年3月 2012年1月 2018年2月 2018年2月 2018年9月	ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式 会社) 入社 ゴールドマン・サックス・アンド・カ ンパニー サンフランシスコ・オフィ ス 勤務 同社 投資銀行部門 テクノロジー・ メディア・テレコム・グループ ヴァ イス・プレジデント 就任 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会 社) 投資銀行部門 アドバイザリー・グル ープ ヴァイス・プレジデント 就任 同社 マネージング・ディレクター 就任 株式会社マネーフォワード 社外監査 役 就任 (現任) 当社取締役CFOコーポレートグル ープ長 就任 当社取締役COO 就任 (現任)	(注) 3	30,400
取締役	CFO	安岡 徹	1976年2月23日生	1999年4月 2004年8月 2008年1月 2018年9月	J. P. モルガン証券会社 (現JPモルガン証券株式会社) 入 社 ユニゾン・キャピタル株式会社 入社 同社 ディレクター 就任 当社取締役CFOコーポレートグル ープ長 就任 (現任)	(注) 3	30,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	堅田 航平	1976年6月14日生	2003年4月	モルガン・スタンレー証券会社 (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社	(注) 3	—
				2005年10月	Och-Ziff Management Hong Kong Limited 入社		
				2008年3月	ネットライフ企画株式会社 (現 ライフネット生命保険株式会社) 入社		
				2013年5月	同社 執行役員CFO 就任		
				2014年4月	スマートニュース株式会社 入社		
				2014年8月	同社 ヴァイス・プレジデント 財務担当 就任		
				2018年5月	Kipp Financial Technologies株式会社 社外監査役 就任 (現任)		
				2018年9月	Appier Japan株式会社 CFO 就任		
				2019年5月	当社 社外取締役 就任 (現任)		
				2019年7月	五常・アンド・カンパニー株式会社 CFO 就任 (現任)		
				2019年8月	株式会社空 社外監査役 就任 (現任)		
常勤監査役	—	久保 雅子	1973年9月11日生	2003年10月	鳥飼総合法律事務所 入所	(注) 4	—
				2010年10月	Allen and Gledhill LLP 入所		
				2013年1月	西村あさひ法律事務所 入所		
				2013年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) シンガポール支店 出向		
				2018年3月	当社社外監査役 就任 (現任)		
監査役	—	青山 正明	1979年11月25日生	2004年4月	株式会社ドリームインキュベータ 入社	(注) 4	—
				2012年6月	アイベツト損害保険株式会社 取締役 (非常勤) 就任		
				2015年6月	株式会社ドリームインキュベータ 執行役員 就任		
				2016年4月	アイベツト損害保険株式会社 入社		
				2016年5月	同社 執行役員 就任		
				2016年6月	同社 取締役常務執行役員 就任		
				2016年8月	同社 取締役常務執行役員 経営企画部長 就任		
				2017年4月	同社 取締役常務執行役員 就任 (現任)		
				2018年9月	当社 社外監査役 就任 (現任)		
				2019年12月	株式会社ABEJA 社外監査役就任 (現任)		
監査役	—	上埜 喜章	1970年3月16日生	1993年4月	朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所	(注) 4	—
				2003年3月	株式会社新生銀行 入行		
				2013年7月	Australia and New Zealand Banking Group Limited 入社		
				2016年3月	ロードスターキャピタル株式会社 社外監査役 就任 (現任)		
				2017年9月	セブンシーズアドバイザーズ株式会社 入社 (現職)		
				2018年6月	スマートキャンプ株式会社 社外監査役 就任		
				2019年5月	当社 社外監査役 就任 (現任)		
計							4,680,400

(注) 1. 取締役堅田航平は、社外取締役であります。

2. 監査役久保雅子、青山正明及び上埜喜章は、社外監査役であります。

3. 2019年8月29日開催の臨時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年8月29日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名であり、事業法人部長田中亮、リスク管理グループ長井無田ゆりか、F I G事業部長七倉壮及びビザスク開発グループ長田中慶之であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスの取り組みに関する基本方針

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて行くことが長期的に企業価値を向上させて行くと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

また、当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、当社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

なお、当社の代表取締役社長CEO端羽英子は、当社の議決権の過半数を有する株主であります。当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、その金額の多寡にかかわらず取引内容及び取引条件の妥当性について取締役会において審議のうえ、意思決定を行っております。

② コーポレート・ガバナンス体制の概要

企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。事業に精通した取締役と、客観的な視点を持つ社外取締役で構成される取締役会が経営戦略や重要な業務執行の内容を決定しつつ、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長をするために有効であると判断し、現在の体制を採用しております。

1. 取締役会・役員体制

取締役5名（うち社外取締役1名）で構成しております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき重要事項を決議し、取締役の職務執行状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制としております。

2. 監査役会

当社は監査役会を設置しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名（うち社外監査役3名）で構成しており、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

3. 経営会議

経営会議は、社内取締役、常勤監査役及び執行役員で構成され、原則として月1回開催しております。経営全般に関する議論、経営上の重要事項等の審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

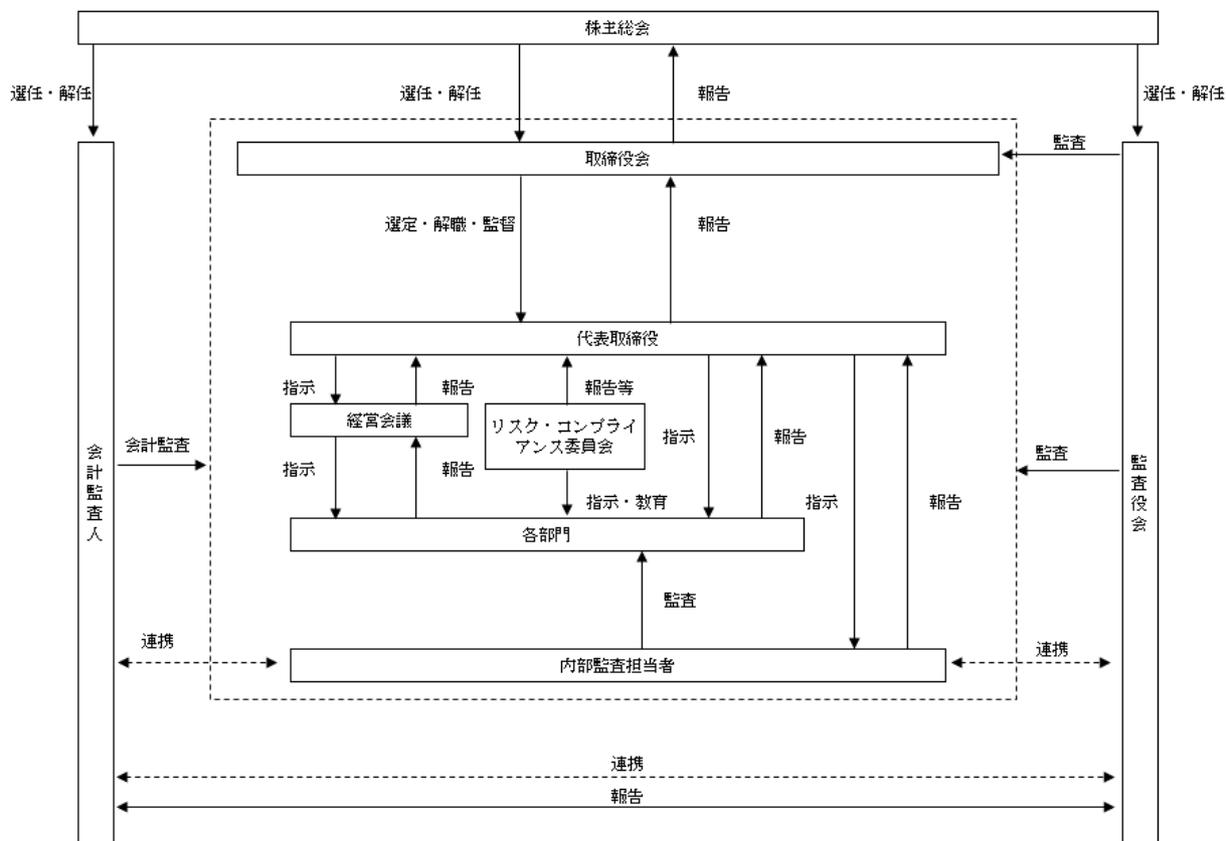
4. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部門責任者、常勤監査役及びその他リスク・コンプライアンス委員長が選任した者で構成しており、原則四半期に1回の定時リスク・コンプライアンス委員会を開催するほか、必要に応じて臨時機動的に開催し、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」の規定に基づき、法令遵守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換、事業を取り巻く様々なリスクの状況や各部門の当該リスクへの対応状況の確認等を行っております。

5. 執行役員制度

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は、4名で、任期は1年となっております。

なお、これらの模式図は次のとおりであります。



③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において内部統制システムの基本方針について、以下の事項を決議しております。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
- 取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。
- 取締役及び使用人は法令または定款に関する違反が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

- 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面または電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。
- 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについてはコーポレートグループが中心となり、代表取締役社長が統括する。
 - (b) 不測の事態が発生した場合は代表取締役社長を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。
 - (c) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じては臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
 - (b) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
 - (c) 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。
5. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
 - (b) 監査役は職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。
 - (c) 監査役は職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。
6. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (a) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
 - (b) 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響をおよぼす事項が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。
7. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取扱いを行ってはならない。
 - (b) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
8. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
 - (a) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
 - (b) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。
9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。
 - (b) 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

④ リスク管理体制の整備の状況

(a) リスク管理体制の整備状況

当社は、リスクの防止及び当社損失の最小化を図るため「リスク管理規程」を制定し、当社代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催しており、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

また、リスク管理体制全般の適切性、有効性につきましては、当社の内部監査担当者が内部監査を通して検証しております。

(b) コンプライアンス体制の整備状況

当社は、社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンスルール」を当社ホームページに掲載し、その周知徹底と遵守を図っております。当社代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催しており、情報共有や、研修等必要な諸活動を推進、管理及びコンプライアンスにかかる推進状況を精査しております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理グループ長に通報する体制を取っております。

⑤ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査責任者1名及び担当者3名が内部監査業務を実施しております。内部監査については、毎期内部監査計画に基づいて、法令、社内規程等にしがって業務が行われているかを監査しております。監査の結果については、代表取締役社長に報告する体制となっております。

監査役監査については、監査役監査計画に基づいて、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに取締役及び各部門へのヒアリングや重要書類の閲覧を行い、取締役の職務執行及び意思決定についての監査を行っております。監査の結果については、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

なお、内部監査責任者、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は適宜打合せを行い、情報共有や相互の協力等の連携を図っております。

⑥ 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

なお、監査業務を行った公認会計士の氏名、補助者の構成については以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	遠藤 康彦	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	瀧野 恭司	有限責任監査法人トーマツ

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士4名、その他6名

⑦ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役堅田航平は、経営・財務に関する豊富な経験を有していることから、その知見・経験を活かして社外取締役として監督・提言を行っております。なお、当社との間で人的・資金的及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役久保雅子は、弁護士有資格者として、企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・知見を活かして社外監査役として監査を行っております。なお、同氏は当社の新株予約権50個（普通株式2,500株相当）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で人的・資金的及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役青山正明は、コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・知見を活かして社外監査役として監査を行っております。なお、当社との間で人的・資金的及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役上埜喜章は、会計分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・知見を活かして社外監査役として監査を行っております。なお、当社との間で人的・資金的及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として定めているものはありませんが、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

⑧ 役員報酬の内容

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	28,055	28,055	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	4,250	4,250	—	—	—	2

2. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬等の額は、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役会の協議により決定しております。

3. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

4. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

⑨ 株式の保有状況

1. 保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

3. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑪ 取締役選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会決議事項を取締役会で決議する事ができるとした事項

1. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、取締役については、法令が規定する最低責任限度額、監査役については、会社法第425条第1項に定義された最低責任限度額又は最低責任限度額を超える額であって別途当社が定める限度額のいずれかとしております。

2. 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

3. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

4. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

5. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,500	—	14,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模・特性・監査日数等を勘案して、監査公認会計士から提示された見積案をもとに監査役会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2017年3月1日から2018年2月28日まで）及び当事業年度（2018年3月1日から2019年2月28日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年9月1日から2019年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（2019年3月1日から2019年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、経理・財務等に関するセミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	252,608	234,520
売掛金	80,621	150,865
仕掛品	211	—
前払費用	5,889	16,242
その他	6,153	11,239
流動資産合計	345,485	412,868
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	—	10,666
工具、器具及び備品	9,931	24,180
減価償却累計額	△4,824	△14,156
有形固定資産合計	5,107	20,690
投資その他の資産		
敷金及び保証金	18,725	43,455
繰延税金資産	—	3,614
投資その他の資産合計	18,725	47,069
固定資産合計	23,832	67,760
資産合計	369,317	480,628
負債の部		
流動負債		
買掛金	27,906	50,716
1年内返済予定の長期借入金	16,668	16,668
未払金	16,990	33,515
未払費用	7,254	9,478
未払法人税等	2,086	200
未払消費税等	13,192	19,273
前受金	43,334	89,904
前受収益	2,931	5,158
その他	2,494	8,435
流動負債合計	132,859	233,349
固定負債		
長期借入金	217,776	201,108
固定負債合計	217,776	201,108
負債合計	350,635	434,457
純資産の部		
株主資本		
資本金	168,676	18,682
資本剰余金		
資本準備金	164,676	—
資本剰余金合計	164,676	—
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△314,670	27,488
利益剰余金合計	△314,670	27,488
株主資本合計	18,682	46,170
純資産合計	18,682	46,170
負債純資産合計	369,317	480,628

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	335,579
売掛金	161,931
その他	33,674
流動資産合計	531,185
固定資産	
有形固定資産	16,287
投資その他の資産	49,197
固定資産合計	65,485
資産合計	596,670
負債の部	
流動負債	
買掛金	58,408
1年内返済予定の長期借入金	15,275
未払金	39,398
前受金	128,153
その他	63,639
流動負債合計	304,875
固定負債	
長期借入金	190,000
固定負債合計	190,000
負債合計	494,875
純資産の部	
株主資本	
資本金	18,682
利益剰余金	82,484
株主資本合計	101,166
新株予約権	629
純資産合計	101,795
負債純資産合計	596,670

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
営業収益	264,047	614,204
営業費用		
役員報酬	12,000	32,305
給料及び手当	147,507	242,550
採用費	15,487	37,000
広告宣伝費	34,374	39,431
地代家賃	18,703	30,699
通信費	9,193	22,392
支払手数料	19,205	29,546
支払報酬	7,848	41,058
減価償却費	3,166	9,319
その他	54,041	104,678
営業費用合計	321,527	588,982
営業利益又は営業損失(△)	△57,480	25,221
営業外収益		
受取利息	1	9
為替差益	—	322
その他	323	21
営業外収益合計	324	353
営業外費用		
支払利息	782	1,500
為替差損	97	—
その他	14	—
営業外費用合計	894	1,500
経常利益又は経常損失(△)	△58,049	24,075
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△58,049	24,075
法人税、住民税及び事業税	530	201
法人税等調整額	—	△3,614
法人税等合計	530	△3,413
当期純利益又は当期純損失(△)	△58,579	27,488

【四半期損益計算書】
 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)
営業収益	697,872
営業費用	
役員報酬	32,374
給料及び手当	277,111
その他	327,086
営業費用合計	636,573
営業利益	61,299
営業外収益	
受取利息	16
その他	59
営業外収益合計	76
営業外費用	
支払利息	1,532
為替差損	262
上場関連費用	2,000
その他	0
営業外費用合計	3,794
経常利益	57,580
特別損失	
自己新株予約権消却損	4,067
特別損失合計	4,067
税引前四半期純利益	53,513
法人税、住民税及び事業税	150
法人税等調整額	△1,632
法人税等合計	△1,482
四半期純利益	54,995

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	168,676	164,676	—	164,676	△256,091	△256,091	77,261	77,261
当期変動額								
当期純損失（△）					△58,579	△58,579	△58,579	△58,579
当期変動額合計	—	—	—	—	△58,579	△58,579	△58,579	△58,579
当期末残高	168,676	164,676	—	164,676	△314,670	△314,670	18,682	18,682

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	168,676	164,676	—	164,676	△314,670	△314,670	18,682	18,682
当期変動額								
減資	△149,994	△164,676	314,670	149,994			—	—
欠損填補			△314,670	△314,670	314,670	314,670	—	—
当期純利益					27,488	27,488	27,488	27,488
当期変動額合計	△149,994	△164,676	—	△164,676	342,159	342,159	27,488	27,488
当期末残高	18,682	—	—	—	27,488	27,488	46,170	46,170

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△58,049	24,075
減価償却費	3,166	9,319
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△112	—
受取利息及び受取配当金	△1	△9
支払利息	782	1,500
為替差益	△139	△136
売上債権の増減額(△は増加)	△49,884	△71,636
たな卸資産の増減額(△は増加)	△211	211
前払費用の増減額(△は増加)	△3,800	△10,333
仕入債務の増減額(△は減少)	18,160	22,810
未払金の増減額(△は減少)	4,287	13,959
未払費用の増減額(△は減少)	6,614	2,224
前受金の増減額(△は減少)	22,279	46,569
前受収益の増減額(△は減少)	2,026	2,226
預り金の増減額(△は減少)	674	2,901
未払消費税等の増減額(△は減少)	13,192	6,270
その他の資産の増減額(△は増加)	1,537	△1,719
その他の負債の増減額(△は減少)	22	3,038
小計	△39,454	51,272
利息及び配当金の受取額	1	9
利息の支払額	△832	△1,519
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	741	△3,082
営業活動によるキャッシュ・フロー	△39,543	46,678
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,667	△22,527
敷金及び保証金の差入による支出	—	△24,730
敷金及び保証金の回収による収入	308	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,358	△47,257
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	200,000	—
長期借入金の返済による支出	△5,556	△16,668
財務活動によるキャッシュ・フロー	194,444	△16,668
現金及び現金同等物に係る換算差額	139	136
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	148,681	△17,110
現金及び現金同等物の期首残高	109,192	257,874
現金及び現金同等物の期末残高	※ 257,874	※ 240,764

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～4年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、債権の貸倒れによる損失が発生した実績がなく、発生する可能性も低いいため、貸倒引当金を計上していません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物附属設備 2年

工具、器具及び備品 3年～4年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、債権の貸倒れによる損失が発生した実績がなく、発生する可能性も低いいため、貸倒引当金を計上していません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

適用予定日は、現時点で検討中です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延資産資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従い、記載していません。

(追加情報)

前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	95,000	—	—	95,000
A種優先株式	21,000	—	—	21,000
A-2種優先株式	37,700	—	—	37,700
合計	153,700	—	—	153,700

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	95,000	—	—	95,000
A種優先株式	21,000	—	—	21,000
A-2種優先株式	37,700	—	—	37,700
合計	153,700	—	—	153,700

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
現金及び預金	252,608千円	234,520千円
預け金	5,265	6,243
現金及び現金同等物	257,874	240,764

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

コーポレートグループが資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	252,608	252,608	—
(2) 売掛金	80,621	80,621	—
(3) 敷金及び保証金	18,725	18,754	29
資産計	351,955	351,985	29
(1) 買掛金	27,906	27,906	—
(2) 未払金	16,990	16,990	—
(3) 未払法人税等	2,086	2,086	—
(4) 未払消費税等	13,192	13,192	—
(5) 長期借入金 (*)	234,444	250,011	15,567
負債計	294,620	310,187	15,567

(*) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	252,608	—	—	—
売掛金	80,621	—	—	—
敷金及び保証金	—	18,725	—	—
合計	333,230	18,725	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	16,668	16,668	11,108	—	190,000	—
合計	16,668	16,668	11,108	—	190,000	—

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

コーポレートグループが資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	234,520	234,520	—
(2) 売掛金	150,865	150,865	—
(3) 敷金及び保証金	43,455	43,555	100
資産計	428,840	428,941	100
(1) 買掛金	50,716	50,716	—
(2) 未払金	33,515	33,515	—
(3) 未払法人税等	200	200	—
(4) 未払消費税等	19,273	19,273	—
(5) 長期借入金 (*)	217,776	235,067	17,291
負債計	321,480	338,772	17,291

(*) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	234,520	—	—	—
売掛金	150,865	—	—	—
敷金及び保証金	—	43,455	—	—
合計	385,385	43,455	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	16,668	11,108	—	190,000	—	—
合計	16,668	11,108	—	190,000	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度 (2018年2月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年8月24日付の株式分割 (1株につき50株の割合) 及び2019年8月30日 (1株につき50株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 2名	当社使用人 17名	当社使用人 30名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 715,000株	普通株式 142,250株	普通株式 228,250株
付与日	2014年1月31日	2016年8月24日	2017年8月31日
権利確定条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年12月31日 至 2023年12月31日	自 2019年9月1日 至 2026年7月31日	自 2020年9月1日 至 2027年7月31日

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 51,750株
付与日	2018年2月26日
権利確定条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年3月1日 至 2028年2月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	377,500	141,500	—	—
付与	—	—	228,250	51,750
失効	—	21,250	8,750	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	377,500	120,250	219,500	51,750
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	4	22	138	138
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 2019年8月30日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数（価格）に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法によっております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー円

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2019年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年8月24日付の株式分割（1株につき50株の割合）及び2019年8月30日（1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

- (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 2名	当社使用人 17名	当社使用人 30名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 715,000株	普通株式 142,250株	普通株式 228,250株
付与日	2014年1月31日	2016年8月24日	2017年8月31日
権利確定条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載しております。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年12月31日 至 2023年12月31日	自 2019年9月1日 至 2026年7月31日	自 2020年9月1日 至 2027年7月31日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社使用人 21名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 51,750株	普通株式 25,900株	普通株式 110,750株
付与日	2018年2月26日	2018年9月20日	2018年9月28日
権利確定条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載しております。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年3月1日 至 2028年2月25日	自 2020年10月1日 至 2028年9月19日	自 2020年10月1日 至 2028年9月27日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 19名	当社監査役 1名	当社使用人 1名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 105,500株	普通株式 2,500株	普通株式 9,000株
付与日	2018年10月31日	2018年10月31日	2019年2月28日
権利確定条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載しております。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年11月1日 至 2028年10月30日	自 2020年11月1日 至 2028年10月30日	自 2021年3月1日 至 2029年2月28日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	377,500	120,250	219,500
付与	—	—	—
失効	—	3,000	22,000
権利確定	—	—	—
未確定残	377,500	117,250	197,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	51,750	—	—
付与	—	25,900	110,750
失効	—	—	1,250
権利確定	—	—	—
未確定残	51,750	25,900	109,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	105,500	2,500	9,000
失効	500	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	105,000	2,500	9,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	4	22	138	138	138
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格 (円)	138	150	150	250
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 2019年8月30日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数（価格）に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法によっております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- | | |
|---|----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | －円 |
| ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | －円 |

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年2月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年2月28日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	177千円
繰越欠損金	95,627
繰延税金資産小計	95,804
評価性引当額	△95,804
繰延税金資産合計	－
繰延税金資産の純額	－

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年2月28日)
法定実効税率	△30.86%
(調整)	
評価性引当額の増減額	31.08
その他	0.69
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.91

当事業年度（2019年2月28日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年2月28日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	1,073千円
繰越欠損金（注）2.	85,226
その他	2,181
繰延税金資産小計	88,481
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 （注）. 2	△83,488
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,073
評価性引当額小計（注）1.	△84,562
繰延税金資産合計	3,919
繰延税金負債	
還付事業税	△304
繰延税金負債合計	△304
繰延税金資産の純額	3,614

（注）1. 評価性引当額が11,242千円減少しております。これは主に、当事業年度に課税所得を計上したことで繰越欠損金に係る評価性引当額が12,139千円減少したことによります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	-	-	-	-	3,922	81,303	85,226
評価性引当額	-	-	-	-	△2,184	△81,303	△83,488
繰延税金資産	-	-	-	-	1,737	-	1,737

（※） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年2月28日)
法定実効税率	34.81%
（調整）	
評価性引当額の増減額	△43.66
住民税均等割	0.83
中小法人軽減税率	△4.19
その他	△1.97
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△14.18

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ボストン・コンサルティング・グループ	58,580	知見プラットフォーム事業

当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ボストン・コンサルティング・グループ	123,538	知見プラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

	当事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)
1株当たり純資産額	△62.25円
1株当たり当期純損失金額(△)	△7.62円

(注) 1. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株を50株に分割をしております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

2. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

3. A種優先株式及びA-2種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

5. 1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)
当期純損失金額(△)(千円)	△58,579
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失金額(△)(千円)	△58,579
期中平均株式数(株)	7,685,000
普通株式	4,750,000
普通株式と同等の株式:A種優先株式	1,050,000
普通株式と同等の株式:A-2種優先株式	1,885,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数は8,706個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
1株当たり純資産額	△56.46円
1株当たり当期純利益金額	3.58円

(注) 1. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株を50株に分割をしております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

3. A種優先株式及びA-2種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

5. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
当期純利益金額（千円）	27,488
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額（千円）	27,488
期中平均株式数（株）	7,685,000
普通株式	4,750,000
普通株式と同等の株式：A種優先株式	1,050,000
普通株式と同等の株式：A-2種優先株式	1,885,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権10種類（新株予約権の数は13,244個） これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 第11回新株予約権の発行

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、会社法第236条、同第238条及び同第239条の規定及び2019年5月31日開催の定時株主総会における承認に基づき、当社使用人に対するストックオプションとして新株予約権を発行することを決定しております。

当該新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

2. 第12回新株予約権の発行

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、会社法第236条、同第238条及び同第239条の規定及び2019年5月31日開催の定時株主総会における承認に基づき、当社使用人に対するストックオプションとして新株予約権を発行することを決定しております。

当該新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

3. 種類株式の取得及び消却

株主からの取得請求権行使に基づき、A種株式及びA-2種株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種株式及びA-2種株式のすべてについて、2019年8月16日開催の取締役会決議により、2019年8月28日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式の種類及び数

A種株式 21,000株

A-2種株式 37,700株

(2) 交換により交付した株式の種類及び数

普通株式 58,700株

(3) 交付後の発行済株式の種類及び数

普通株式 153,700株

4. 株式分割の実施と、単元株制度の採用

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社は、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年8月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき50株の割合をもって分割する。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数

普通株式 153,700株

合計 153,700株

今回の分割により増加する株式数

普通株式 7,531,300株

合計 7,531,300株

株式分割後の発行済株式総数

普通株式	7,685,000株
合計	7,685,000株

株式分割後の発行可能普通株式総数及び発行可能種類株式総数

普通株式	30,740,000株
合計	30,740,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2019年8月14日
基準日	2019年8月29日
効力発生日	2019年8月30日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

5. 第13回新株予約権の発行

当社は、2019年12月13日開催の取締役会において、会社法第236条、同第238条及び同第239条の規定及び2020年1月6日開催の臨時株主総会における承認に基づき、当社使用人に対するストックオプションとして新株予約権を発行することを決定しております。

当該新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 2019年3月1日
至 2019年11月30日)

減価償却費

11,291千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)

当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	7円16銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額 (千円)	54,995
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	54,995
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,685,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株を50株に分割をしております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

第13回新株予約権の発行

当社は、2019年12月13日開催の取締役会において、会社法第236条、同第238条及び同第239条の規定及び2020年1月6日開催の臨時株主総会における承認に基づき、当社使用人に対するストックオプションとして新株予約権を発行することを決定しております。

当該新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千 円)
有形固定資産							
建物附属設備	—	10,666	—	10,666	2,642	2,642	8,023
工具、器具及び備品	9,931	14,248	—	24,180	11,513	6,689	12,667
有形固定資産計	9,931	24,915	—	34,846	14,156	9,331	20,690

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

本社移転に伴う内装工事、什器類の取得及び人員増加に伴う情報機器の取得によるもの

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	16,668	16,668	1.35	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	217,776	201,108	0.63	2023年2月期～ 2024年2月期
合計	234,444	217,776	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	11,108	—	190,000	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	201
預金	
普通預金	234,319
小計	234,319
合計	234,520

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ポストン・コンサルティング・グループ	33,598
ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド	10,904
株式会社野村総合研究所	8,359
Stripe, Inc.	8,251
マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン	6,604
その他	83,149
合計	150,865

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
79,228	1,082,576	1,010,939	150,865	87.0	38.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 固定資産

イ. 敷金及び保証金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
住友不動産株式会社	43,455
合計	43,455

③ 流動負債

イ. 買掛金

区分	金額 (千円)
アドバイザー個人向けの謝礼債務	50,716
合計	50,716

ロ. 未払金

相手先又は区分	金額 (千円)
株式会社クレディ・セゾン	14,078
社会保険料	3,612
未払賞与	3,061
フォースタートアップス株式会社	3,024
リコージャパン株式会社	1,985
その他	7,755
合計	33,515

ハ. 前受金

相手先	金額 (千円)
アクセンチュア株式会社	7,905
パナソニック株式会社	4,120
オリックス株式会社	3,240
アビームコンサルティング株式会社	3,142
アーサー・D・リトル・ジャパン株式会社	3,121
その他	68,374
合計	89,904

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1. 無料（注）2.
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載して行う。 公告URL https://visasq.co.jp/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 5月1日	株式会社 walkntalk 代表取締役 端羽 英子	東京都新宿 区西新宿六 丁目15番1 号	特別利害関係 者等(役員等 により総株主 の議決権の過 半数が所有さ れている会 社、大株主上 位10名)	青柳 直樹	東京都港区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名) (注) 5	普通株式 696	4,795,440 (6,890) (注) 4	協力関係強 化
2018年 2月26日	株式会社 walkntalk 代表取締役 端羽 英子	東京都新宿 区西新宿六 丁目15番1 号	特別利害関係 者等(役員等 により総株主 の議決権の過 半数が所有さ れている会 社、大株主上 位10名)	瓜生 英敏	東京都練馬 区	特別利害関係 者等(当社の 取締役)	普通株式 608	4,189,120 (6,890) (注) 4	経営参画意 識向上のため
2018年 10月31日	端羽 英子	東京都渋谷 区	特別利害関係 者等(当社の 代表取締役、 大株主上位10 名)	安岡 徹	東京都世田 谷区	特別利害関係 者等(当社の 取締役)	普通株式 608	4,560,000 (7,500) (注) 4	経営参画意 識向上のため
2019年 8月28日	-	-	-	DACベンチ ャーユナイテ ッド・ファン ド1号投資事 業有限責任組 合 無限責任組員 ベンチャーユ ナイテッド株 式会社 代表取締役 藤澤 陽三	東京都渋谷 区渋谷一丁 目2番5号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 17,100 A種優先株 式 △13,500 A-2種優 先株式 △3,600	-	(注) 6
2019年 8月28日	-	-	-	CA Startups Internet Fund 1号投 資事業有限責 任組合 無限責任組員 株式会社サイ バーエージェ ント・キャピ タル 代表取締役社 長 近藤 裕文	東京都渋谷 区宇田川町 40番1号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 7,500 A種優先株 式 △7,500	-	(注) 6

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 8月28日	-	-	-	CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合 無限責任組員 株式会社サイバーエージェント・キャピタル 代表取締役社長 近藤 裕文	東京都渋谷区 宇田川町40番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 3,600 A-2種優先株式 △3,600	-	(注) 6
2019年 8月28日	-	-	-	A-Fund II, L. P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 20,500 A-2種優先株式 △20,500	-	(注) 6
2019年 8月28日	-	-	-	A-Fund II Affiliates Fund, L. P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,300 A-2種優先株式 △1,300	-	(注) 6
2019年 8月28日	-	-	-	DB J キャピタル投資事業有限責任組合 無限責任組員 DB J キャピタル株式会社 代表取締役 内山 春彦	東京都千代田区 大手町一丁目9番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 4,350 A-2種優先株式 △4,350	-	(注) 6
2019年 8月28日	-	-	-	みずほ成長支援投資事業有限責任組合 無限責任組員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 大町 祐輔	東京都千代田区 内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 4,350 A-2種優先株式 △4,350	-	(注) 6

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年3月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合に

は、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる」とされており、

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

4. 移動価格は、類似企業比較法に基づく直近の第三者割当増資の価格等を参考として、譲受人と譲渡人が協議の上決定した価格であります。

5. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となっております。

6. 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2019年8月28日付でA種優先株式及びA-2種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びA-2種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。なお、当該優先株式の発行時の価格は類似企業比較法により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。優先株式1株の発行時の価格は、A種優先株式130,000円、A-2種優先株式344,500円であります。また、普通株式への転換比率は当該優先株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。加えて、当社が取得したA種優先株式及びA-2種優先株式のすべてについて、2019年8月16日開催の取締役会決議により消却しております。また、当社は、2019年8月29日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

7. 2019年8月9日開催の取締役会決議に基づき、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2017年8月31日	2017年10月26日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権(注)6
発行数	普通株式 4,565株	普通株式 725株
発行価格	6,890円(注)3	6,890円(注)3
資本組入額	6,890円	3,445円
発行価額の総額	31,452,850円	4,995,250円
資本組入額の総額	31,452,850円	2,497,625円
発行方法	2017年8月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2017年10月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2018年2月26日	2018年9月20日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,035株	普通株式 518株
発行価格	6,890円(注)3	6,890円(注)3
資本組入額	6,890円	6,890円
発行価額の総額	7,131,150円	3,569,020円
資本組入額の総額	7,131,150円	3,569,020円
発行方法	2018年2月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年2月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2018年9月28日	2018年10月31日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 2,215株	普通株式 2,110株
発行価格	6,890円 (注) 3	7,500円 (注) 3
資本組入額	6,890円	7,500円
発行価額の総額	15,261,350円	15,825,000円
資本組入額の総額	15,261,350円	15,825,000円
発行方法	2018年2月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年10月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	2018年10月31日	2019年2月28日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 50株	普通株式 180株
発行価格	7,500円 (注) 3	12,500円 (注) 3
資本組入額	7,500円	12,500円
発行価額の総額	375,000円	2,250,000円
資本組入額の総額	375,000円	2,250,000円
発行方法	2018年10月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年2月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権⑨	新株予約権⑩
発行年月日	2019年5月31日	2019年6月6日
種類	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権
発行数	普通株式 550株	普通株式 2,516株
発行価格	12,500円 (注) 3	12,750円 (注) 4
資本組入額	12,500円	12,750円
発行価額の総額	6,875,000円	32,079,000円
資本組入額の総額	6,875,000円	32,079,000円
発行方法	2019年5月31日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年5月31日開催の定時株主総会において、会社法第236条第4項及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 5

項目	新株予約権⑪
発行年月日	2020年1月6日
種類	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 15,400株
発行価格	株式公開時の公開価格
資本組入額	株式公開時の公開価格
発行価額の総額	株式公開時の公開価格 に発行数を乗じた額
資本組入額の総額	株式公開時の公開価格 に発行数を乗じた額
発行方法	2020年1月6日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予

約権（行使等により取得する株式数等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており、

- (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており、
- (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年2月28日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式により算定された価格を総合的に勘案して決定した価格であります。
4. 発行価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式により算定された価格を総合的に勘案して行使価格、及び一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定しております。
5. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下、「割当新株予約権」という）を、原則として、割当てを受けた日から上場以後6か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
6. 新株予約権②は、全ての新株予約権を自己新株予約権として取得しております。また、その後、当該自己新株予約権を消却しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき6,890円	1株につき6,890円	1株につき6,890円	1株につき6,890円
行使期間	2020年9月1日から 2027年7月31日まで	2017年10月26日から 2022年10月31日まで	2020年3月1日から 2028年2月25日まで	2020年10月1日から 2028年9月19日まで
行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。			

	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦	新株予約権⑧
行使時の払込金額	1株につき6,890円	1株につき7,500円	1株につき7,500円	1株につき12,500円
行使期間	2020年10月1日から 2028年9月27日まで	2020年11月1日から 2028年10月30日まで	2020年11月1日から 2028年10月30日まで	2021年3月1日から 2029年2月28日まで
行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。			

	新株予約権⑨	新株予約権⑩	新株予約権⑪
行使時の払込金額	1株につき12,500円	1株につき12,500円	株式公開時の 公開価格
行使期間	2021年6月1日から 2029年5月31日まで	2020年6月1日から 2029年6月5日まで	2022年1月1日から 2029年12月12日まで
行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。		

8. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権①の発行

全て新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である使用人（特別利害関係者等を除く）であるため、記載を省略しております。なお、使用人数は25名、割当株数3,950株であります。

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」は株式分割前の「割当株数」を記載しております。

新株予約権②の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂 資本金 412,500百万円	東京都千代田区大手町一丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	金融機関	725	4,995,250 (6,890)	当社の取引金融機関

(注) 1. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 本新株予約権は、全ての新株予約権を自己新株予約権として取得し、その後、当該自己新株予約権を消却しております。

新株予約権③の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
瓜生 英敏	東京都練馬区	会社役員	1,035	7,131,150 (6,890)	特別利害関係者等(当社の取締役)

(注) 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権④の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
瓜生 英敏	東京都練馬区	会社役員	518	3,569,020 (6,890)	特別利害関係者等(当社の取締役)

(注) 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑤の発行

全て新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である使用人（特別利害関係者等を除く）であるため、記載を省略しております。なお、使用人数は19名、割当株数2,090株であります。

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」は株式分割前の「割当株数」を記載しております。

新株予約権⑥の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
安岡 徹	東京都世田谷区	会社役員	1,300	9,750,000 (7,500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。
 2. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
 3. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である使用人(特別利害関係者等を除く)であるため、記載を省略しております。なお、使用人数は14名、割当株数760株であります。

新株予約権⑦の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
久保 雅子	東京都目黒区	会社役員	50	375,000 (7,500)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

- (注) 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑧の発行

全て新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である使用人(特別利害関係者等を除く)であるため、記載を省略しております。なお、使用人数は1名、割当株数180株であります。

- (注) 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」は株式分割前の「割当株数」を記載しております。

新株予約権⑨の発行

全て新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である使用人(特別利害関係者等を除く)であるため、記載を省略しております。なお、使用人数は5名、割当株数550株であります。

- (注) 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」は株式分割前の「割当株数」を記載しております。

新株予約権⑩の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
平林 芳彦	神奈川県相模原市緑区	税理士法人職員	2,516	32,079,000 (12,750)	新株予約権信託の受託者として付与しております。

- (注) 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑩の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
喜多 太樹	東京都北区	会社員	2,500	株式公開時の公開価格	当社使用人
橋本 修司	東京都新宿区	会社員	2,500	株式公開時の公開価格	当社使用人
後ノ上 理絵	埼玉県富士見市	会社員	2,500	株式公開時の公開価格	当社使用人
北林 和恵	東京都世田谷区	会社員	1,500	株式公開時の公開価格	当社使用人
村井 洋子	東京都世田谷区	会社員	1,500	株式公開時の公開価格	当社使用人

(注) 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の使用人は40名であり、その株式の総数は4,900株であります。

3【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 8月6日	株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂	東京都千代田区大手町一丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	—	株式会社ビザスク 代表取締役社長CEO 端羽 英子	東京都目黒区青葉台4丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9階	当社	第4回新株予約権 725株	4,067,250 (5,610) (注) 1	当社資本政策のため

(注) 1. 移動価格の算定方式は次のとおりです。

(株式の時価－行使価額) × 新株予約権の行使により発行すべき株式数

2. 上記以外の取得者の株式等の「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
端羽 英子(注)1、2	東京都渋谷区	4,559,600	51.56
A-Fund II, L.P.(注)2	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025	1,025,000	11.59
DACベンチャーユナイテッド・ファンド1号投資事業有限責任組合(注)2	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	855,000	9.67
花村 創史(注)2、3	東京都杉並区	437,500 (377,500)	4.95 (4.27)
CA Startups Internet Fund1号投資事業有限責任組合(注)2	東京都渋谷区宇田川町40番1号	375,000	4.24
DBJキャピタル投資事業有限責任組合(注)2	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	217,500	2.46
みずほ成長支援投資事業有限責任組合(注)2	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	217,500	2.46
CA Startups Internet Fund2号投資事業有限責任組合(注)2	東京都渋谷区宇田川町40番1号	180,000	2.04
平林 芳彦(信託受託者)(注)7	神奈川県相模原市緑区	125,800 (125,800)	1.42 (1.42)
瓜生 英敏(注)3	東京都練馬区	108,050 (77,650)	1.22 (0.88)
安岡 徹(注)3	東京都世田谷区	95,400 (65,000)	1.08 (0.74)
青柳 直樹(注)2	東京都港区	69,600	0.79
A-Fund II Affiliates Fund, L.P.(注)2	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025	65,000	0.74
井無田 ゆりか(注)5	東京都世田谷区	52,500 (52,500)	0.59 (0.59)
田中 亮(注)5	東京都品川区	52,500 (52,500)	0.59 (0.59)
神谷 伸彦(注)6	東京都新宿区	35,000 (35,000)	0.40 (0.40)
七倉 壮(注)5	東京都世田谷区	35,000 (35,000)	0.40 (0.40)
田中 慶之(注)5	東京都稲城市	35,000 (35,000)	0.40 (0.40)
田鍋 圭助(注)6	東京都渋谷区	26,250 (26,250)	0.30 (0.30)
宮川 晶行(注)6	東京都墨田区	17,500 (17,500)	0.20 (0.20)
渡部 健太(注)6	埼玉県新座市	17,500 (17,500)	0.20 (0.20)
椋野 真実(注)6	東京都渋谷区	17,500 (17,500)	0.20 (0.20)
野口 アンナ(注)6	東京都世田谷区	15,000 (15,000)	0.17 (0.17)
小平 裕(注)6	東京都目黒区	13,000 (13,000)	0.15 (0.15)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
寺坂 欣也 (注) 6	埼玉県上尾市	12,500 (12,500)	0.14 (0.14)
森本 勝哉 (注) 6	東京都杉並区	12,500 (12,500)	0.14 (0.14)
山本 彰人 (注) 6	東京都目黒区	12,500 (12,500)	0.14 (0.14)
丸山 智之 (注) 6	埼玉県さいたま市北区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
三浦 友紀 (注) 6	東京都江東区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
山本 徳之 (注) 6	東京都小金井市	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
谷方 覚 (注) 6	神奈川県川崎市麻生区	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
宮崎 雄 (注) 6	東京都江東区	9,000 (9,000)	0.10 (0.10)
村上 哲平 (注) 6	東京都新宿区	7,500 (7,500)	0.08 (0.08)
堀本 ふみ (注) 6	東京都世田谷区	7,500 (7,500)	0.08 (0.08)
小宮 希美 (注) 6	東京都品川区	7,500 (7,500)	0.08 (0.08)
宮城 勝秀 (注) 6	東京都大田区	7,500 (7,500)	0.08 (0.08)
宮崎 神菜 (注) 6	神奈川県川崎市中原区	7,500 (7,500)	0.08 (0.08)
信太 庸平 (注) 6	神奈川県川崎市宮前区	7,500 (7,500)	0.08 (0.08)
喜多 太樹 (注) 6	東京都北区	7,500 (7,500)	0.08 (0.08)
本橋 望 (注) 6	東京都豊島区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
水谷 沙織 (注) 6	東京都狛江市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
小林 沙妃 (注) 6	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
佐藤 菜津子 (注) 6	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
水戸守 桂吾 (注) 6	千葉県浦安市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
根本 久美子 (注) 6	東京都武蔵野市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
北林 和恵 (注) 6	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
村井 洋子 (注) 6	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
橋本 修司 (注) 6	東京都新宿区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
久保 雅子 (注) 4	東京都目黒区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
後ノ上 理絵 (注) 6	埼玉県富士見市	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
菊池 成美 (注) 6	東京都中央区	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
その他46名 (注) 6	—	7,400 (7,400)	0.08 (0.08)
計	—	8,842,600 (1,157,600)	100.00 (13.09)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長CEO)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)

5. 当社の執行役員

6. 当社の使用人

7. 新株予約権信託の受託者

8. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2020年1月28日

株式会社ビザスク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤 康彦	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧野 恭司	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビザスクの2017年3月1日から2018年2月28日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビザスクの2018年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2020年1月28日

株式会社ビザスク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビザスクの2018年3月1日から2019年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビザスクの2019年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2020年1月28日

株式会社ビザスク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビザスクの2019年3月1日から2020年2月29日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（2019年9月1日から2019年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（2019年3月1日から2019年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビザスクの2019年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

